

第

2

次

白山市男女共同参画行動計画

平成29年度～平成38年度

～ひとりひとりが輝けるまちをめざして～

「ひとりひとりが 輝けるまち」をめざして



平成19年3月に「白山市男女共同参画行動計画 白山21」を策定してから10年が経過する中、平成24年12月に「男女共同参画都市宣言」を行うなど、これまで男女共同参画の推進のため様々な施策を着実に取り組んでおります。

この間、国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立や「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、男女の働き方・暮らし方の見直しを通じたワーク・ライフ・バランスのさらなる推進や、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けた施策を強調するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っています。

本市においても、市民のみなさまがいつまでも健康で活躍でき、笑顔あふれ、人も自然も産業も元気に輝くまち「健康で笑顔あふれる元気都市 白山」を実現するためには、多様な意見や価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠であり、引き続き男女共同参画の推進を図る、このたび「第2次 白山市男女共同参画行動計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、市民一人ひとりが自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画することができる男女共同参画社会の実現に向け、市民、団体、事業者のみなさまと連携・協働し施策の実施に取り組んで参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心に審議いただいた白山市男女共同参画審議会の委員のみなさまをはじめ、市民意識調査、パブリックコメントなどを通じて多くの市民のみなさまにご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げ、ごあいさつといたします。

平成29年3月

白山市長

山田 茂昭

もくじ

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 男女共同参画の現況	5
1 国・石川県・白山市の動向	5
2 統計からみる現状	8
第3章 計画が目指す将来像	21
1 白山市男女共同参画都市宣言	21
2 基本理念	22
3 総合計画における将来都市像	23
4 基本目標	24
5 施策体系	29
第4章 施策の内容	31
基本目標1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり	31
基本目標2 男女が健康で安全・安心な社会づくり	49
基本目標3 男女共同参画が進む環境づくり	61
第5章 計画の推進にあたって	71
1 推進体制	71
2 計画の進行管理	72
3 数値目標	73
資料編	77
白山市男女共同参画推進条例	77
白山市男女共同参画推進条例施行規則	83
白山市男女共同参画審議会委員名簿	86
白山市男女共同参画行動計画策定までの経過	87
用語集	88

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

白山市では、女性も男性もすべての市民が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年3月に「白山市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。条例では、男女共同参画社会の推進に取り組むための基本理念や、市・市民・事業者等の役割、また、施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定することなどを定めています。そのため、市はこの条例に基づき「男女共同参画行動計画 白山21」を策定し、男女共同参画を推進する施策を着実に実施してきました。

この取組は、一定の成果をあげてきましたが、平成28年度に実施した市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は男性や中高年齢者に依然として根強く残っていることが分かります。世代を超えた男女の理解のもと、男女が社会の様々な制度や慣行を見直し、あらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現にはいまだ多くの課題が残されています。

また、少子高齢化の急速な進行による人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより経済社会の構造が大きく変わり、非正規雇用者の増大を始めとする雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画をめぐる課題は多様化しています。

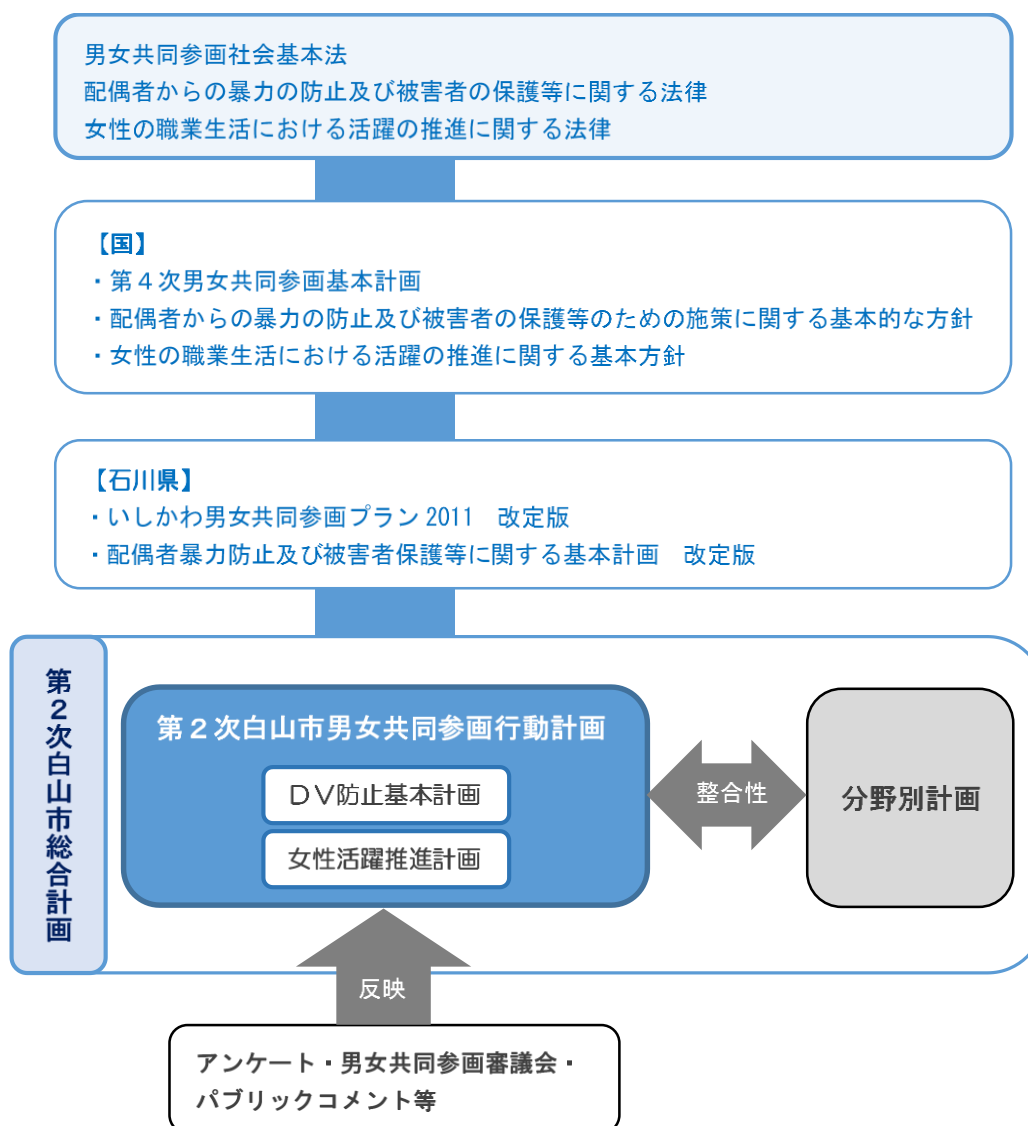
このような社会情勢のなか、国においては、平成27年9月、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行しました。さらに、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、四つの目指すべき社会を掲げ、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしました。

本市は、このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な課題に対応し、効果的な施策を展開していくため、「第2次白山市男女共同参画行動計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び白山市男女共同参画推進条例第 9 条に基づき策定する市の基本計画です。また、本計画には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止基本計画」という）」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という）」の内容を含みます。

また、この計画は「第 2 次白山市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や石川県の男女共同参画計画を勘案した計画です。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化に対応していくため、中間の平成33年度に見直しを行います。

平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	平成 31年 (2019)	平成 32年 (2020)	平成 33年 (2021)	平成 34年 (2022)	平成 35年 (2023)	平成 36年 (2024)	平成 37年 (2025)	平成 38年 (2026)
第2次白山市男女共同参画行動計画									
				見直し					

第2章 男女共同参画の現況

1 国・石川県・白山市の動向

1 国の動向

国においては、1975年（昭和50年）国際婦人年世界女性会議での「世界行動計画」の採択を受け、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定しました。これ以降、我が国では、世界女性会議などの採択内容に応じて、男女平等に関する取組を進めてきました。

1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、1996年（平成8年）には、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。基本法では、男女共同参画社会の形成を定義し、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することとしています。

2001年（平成13年）には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

近年では、2015年（平成27年）9月に、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の活躍推進に関する動きが加速化しています。

また、基本法成立以降、男女共同参画基本計画の策定及び推進を通じて各種取組を実施しており、2015年（平成27年）12月には今後10年間の「基本的な考え方」並びに今後5年間を見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。第4次男女共同参画基本計画では、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画全体にわたる横断的視点として位置付け、男女がともに暮らしやすい社会を実現する施策を充実しています。

2 石川県の動向

石川県では、1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画基本法」を踏まえ、2001年（平成13年）に「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や、県、事業者の責務を設定しました。また、同年、男女共同参画社会形成のための施策を推進することを目的に「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定し、男女共同参画社会の実現を推進する施策の基本事項を定めました。

2005年（平成17年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正施行を受け、「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画」を策定しました。

2011年（平成23年）には、新たに2020年度（平成32年度）を目標とした「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定し、石川がめざす男女共同参画社会を「男女が共に築く 活力ある石川 - 3つのCの実現 -」と定めました。

2016年（平成28年）、国が策定した「第4次男女共同参画基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案し、「いしかわ男女共同参画プラン2011 改定版」の策定を行い、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付けました。この改定では、「働く女性の活躍推進」、「地域での男女共同参画の推進」、「女性に対する暴力の根絶」を強化ポイントとして掲げ、一層の施策の推進に取り組むことにしています。また、「配偶者暴力及び被害者保護に関する基本計画 改定版」の策定も行い、配偶者からの暴力防止と被害者保護のための取組を強化することとしています。

3 白山市の動向

白山市では、2005 年（平成 17 年）、男女共同参画社会の形成を推進するため、市民生活部に男女共同参画室を設置しました。

2007 年（平成 19 年）、国の「第2次男女共同参画基本計画」の策定及び石川県の「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策定を受け、「男女共同参画行動計画 白山21」を策定しました。

また、2008 年（平成 20 年）には、「白山市男女共同参画推進条例」を施行し、市の男女共同参画を推進するための基本理念として（1）家庭生活における活動と他の活動の両立（2）社会における制度又は慣行についての配慮（3）政策等の立案及び決定への共同参画（4）男女の人権の尊重（5）国際社会との連携及び協調と定め、男女共同参画社会の実現を目指しています。

2012 年（平成 24 年）、「男女共同参画行動計画 白山21」の改定を行ったほか、配偶者からの暴力（以下「DV」（ドメスティック・バイオレンス）という。）に対応するため、「人権侵害のない安心して暮らせる社会の実現をめざして」を基本理念とする「白山市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、国、石川県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしました。

さらに、同年 12 月 20 日には、男女共同参画社会づくりに対する機運を広く醸成し、男女共同参画社会を実現する施策をより一層推進することを目的に「白山市男女共同参画都市宣言」を行うなど、さまざまな施策を展開しています。

2 統計からみる現状

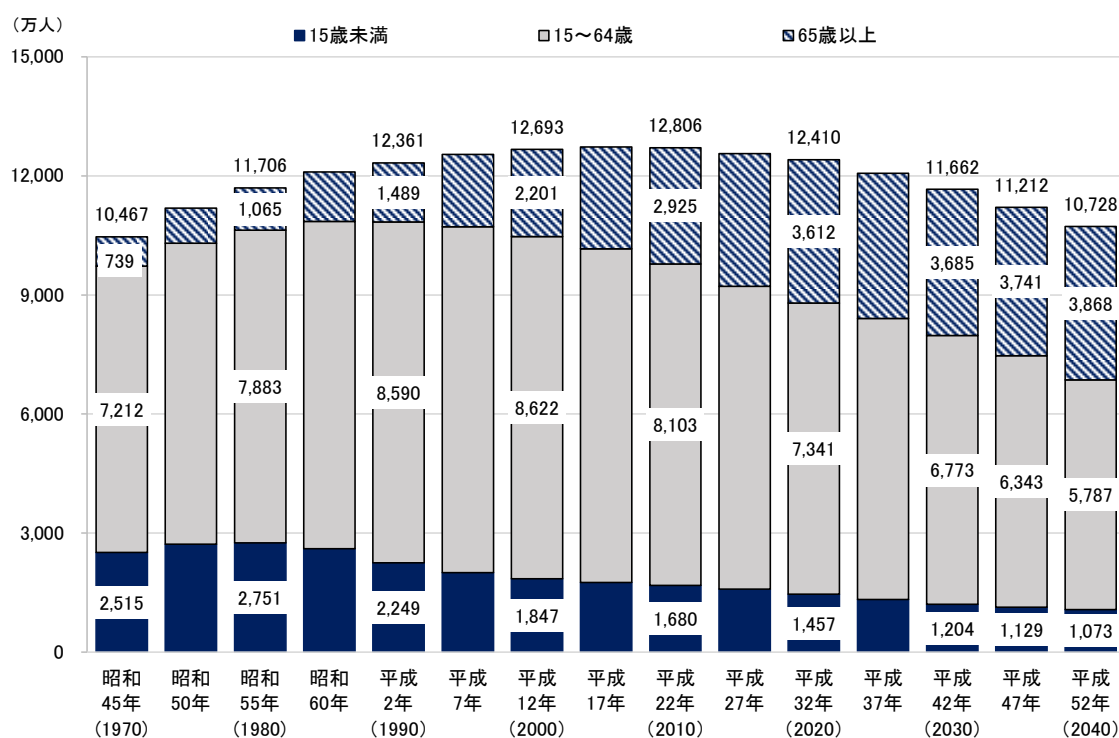
1 少子高齢化の進行と人口減少社会への突入

昭和45年以降の国の人口の変化（図表1）をみると、15歳未満の年少人口が減少するとともに、65歳以上の老年人口が増加し続けており、合計特殊出生率が低下（図表2）している中、急速な人口減少が進行しています。

白山市の人口は、昭和45年を境に急増し、平成12年以降緩やかな増加ののち、平成22年をピークとして減少（図表3）に転じています。また、65歳以上の老年人口の割合は着実に増加（図表4）しており、今後本市においても少子高齢化社会が進行することがうかがえます。

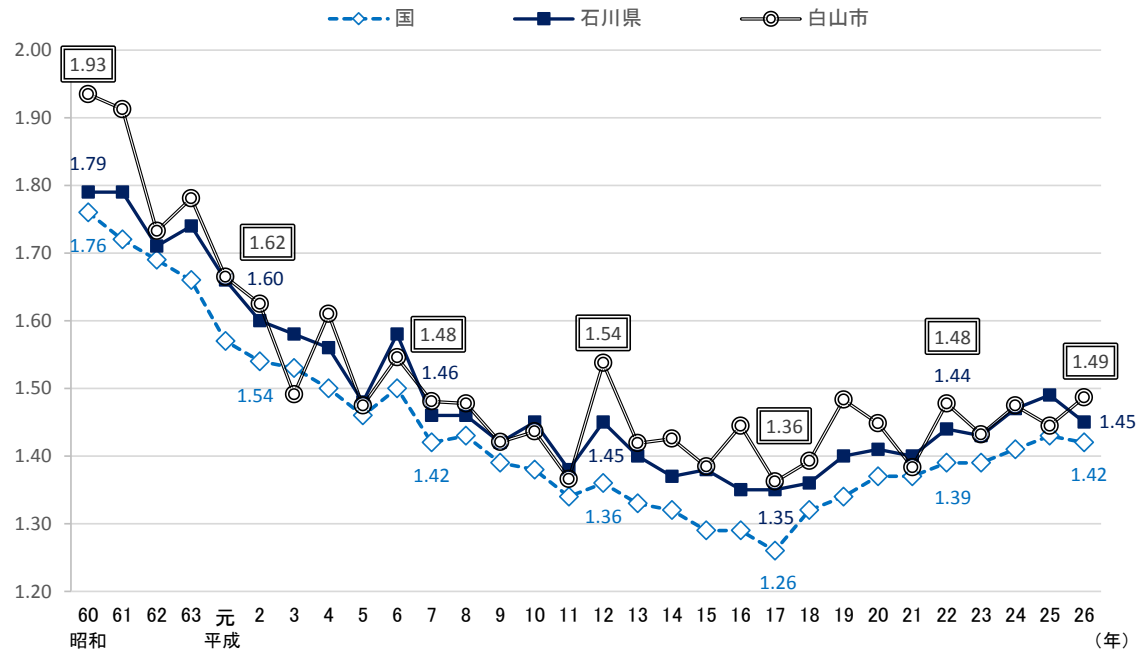
少子高齢化を伴う人口減少は、社会保障費等の増大や労働力人口の減少、消費市場の縮小など、社会経済を衰退させる深刻な課題となっています。

【図表1】国の人口の推移



資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」
 平成32年～平成52年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

【図表2】（比較）合計特殊出生率の推移

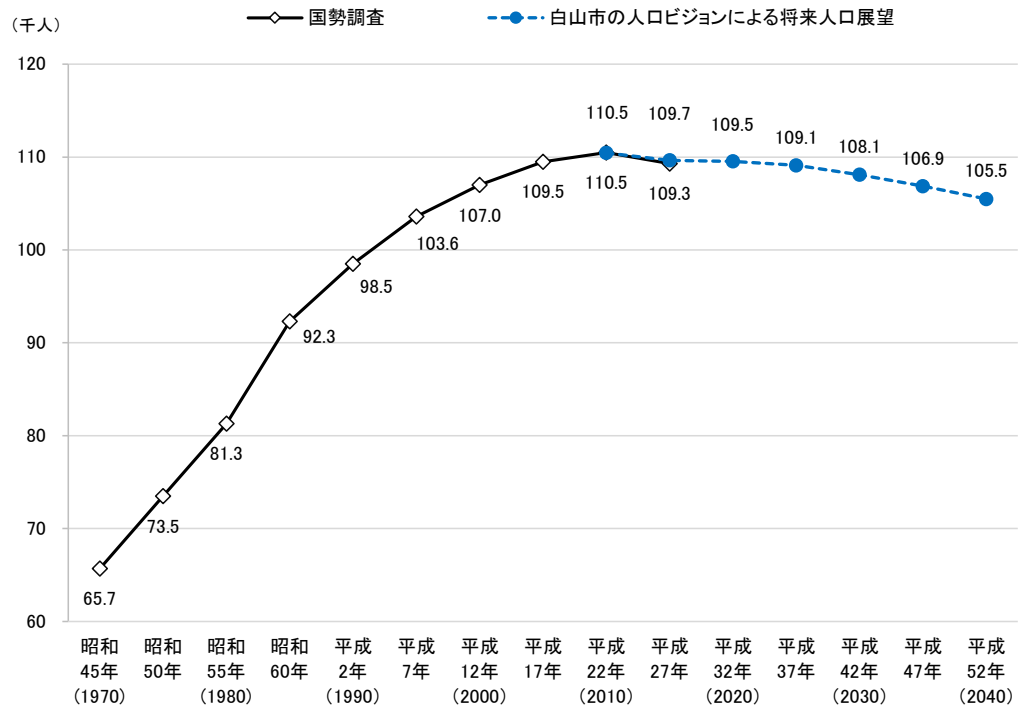


※白山市の平成16年以前は旧市町村の合算

資料：【国・石川県】厚生労働省「人口動態調査」

【白山市】石川県「石川県の人口動態統計」、石川県「衛生統計年報」

【図表3】白山市の人口

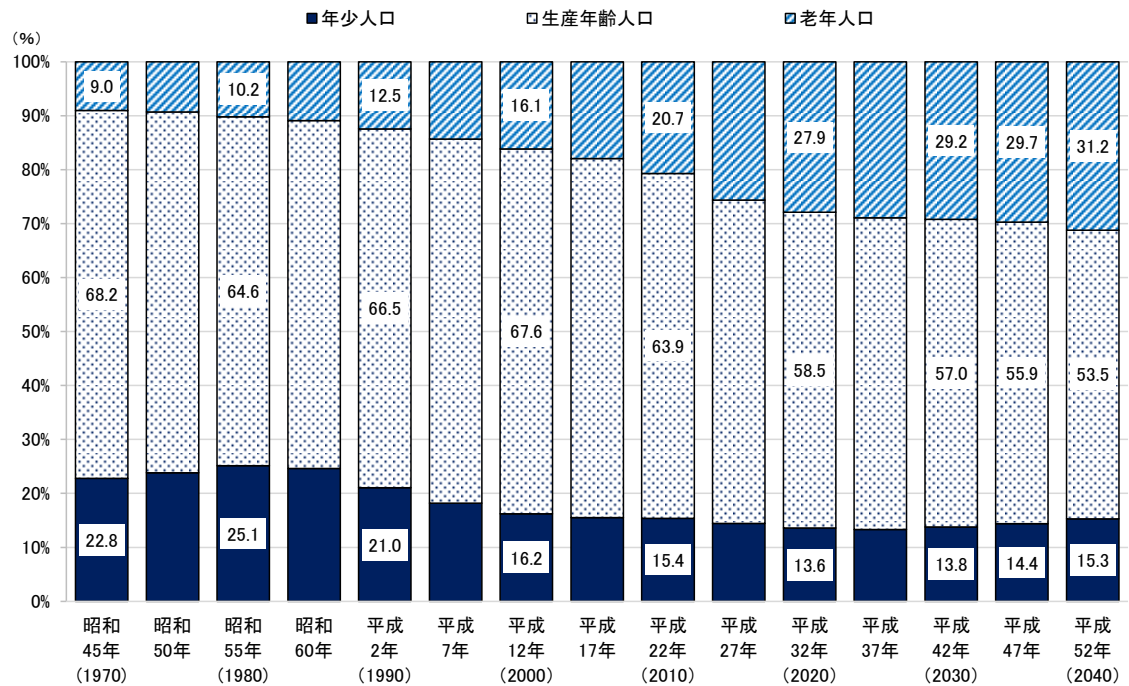


※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」

平成22年～平成52年 白山市企画振興部地域創生対策室「白山市人口ビジョン」

【図表4】 白山市の人口年齢3区分別構成比



※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：昭和45年～平成27年 総務省統計局「国勢調査」

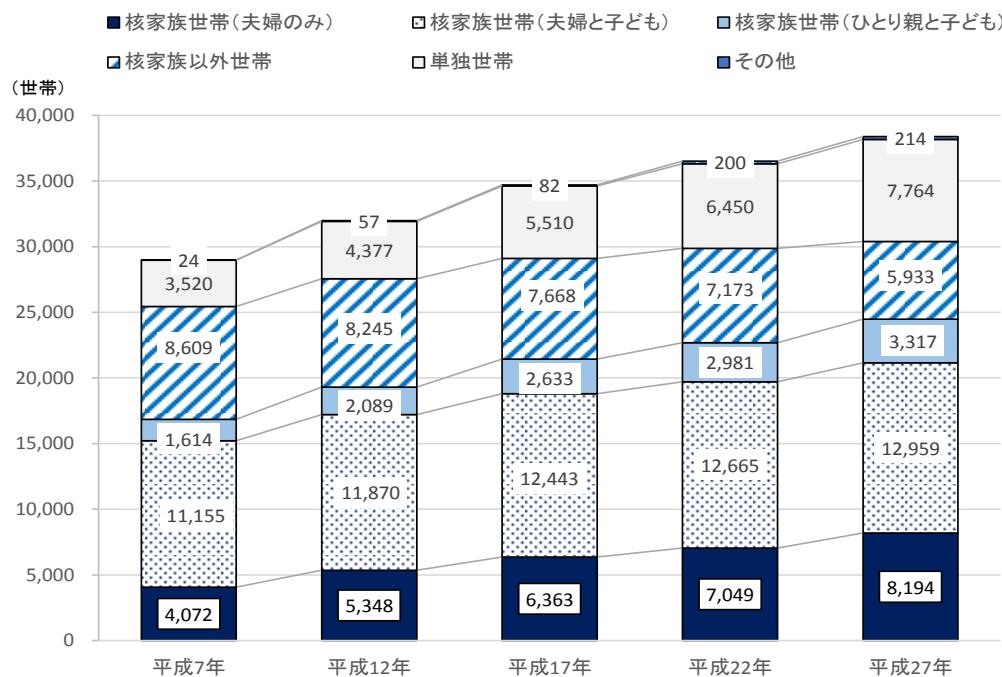
平成32年～平成52年 白山市企画振興部地域創生対策室「白山市人口ビジョン」

2 世帯構造の変化

白山市の世帯の家族類型の推移（図表5）をみると、核家族世帯の増加、多世代同居などの核家族以外世帯が減少する中、晩婚化・未婚化の影響や高齢者人口の増加による単独世帯の増加が顕著です。

また、経済的に不安定とされる母子・父子世帯などのひとり親世帯の推移（図表7）は増加傾向であり、支援策の充実が必要です。

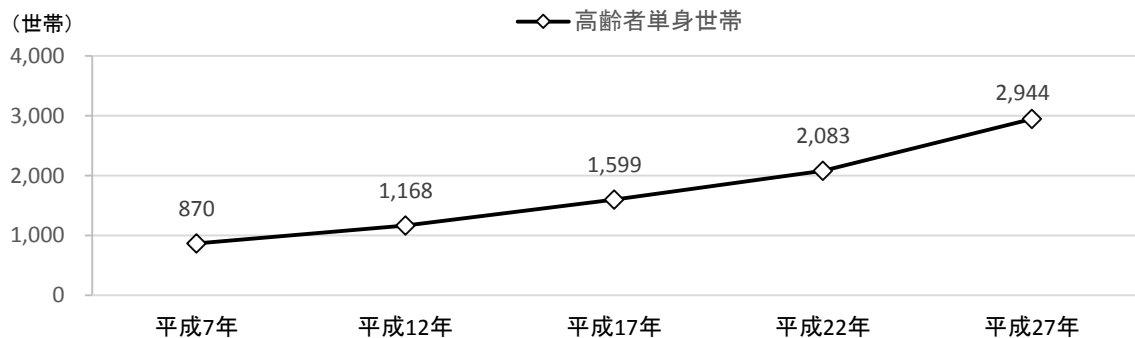
【図表5】白山市の世帯の家族類型の推移



※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

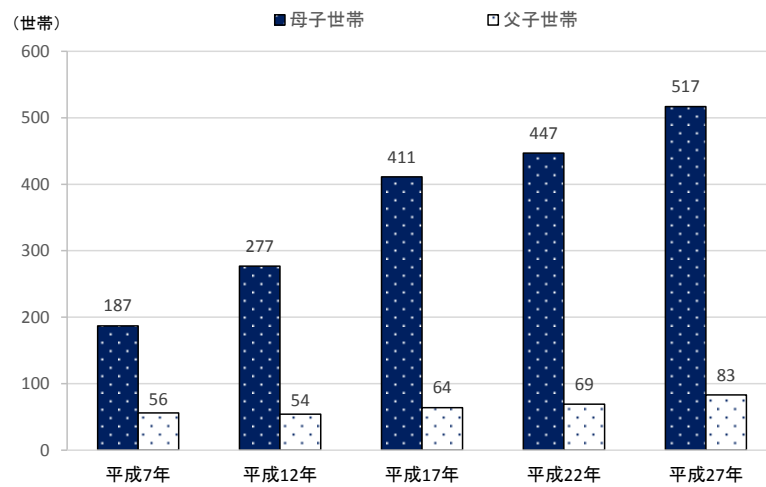
【図表6】白山市の高齢者単身世帯の推移



※平成12年以前は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

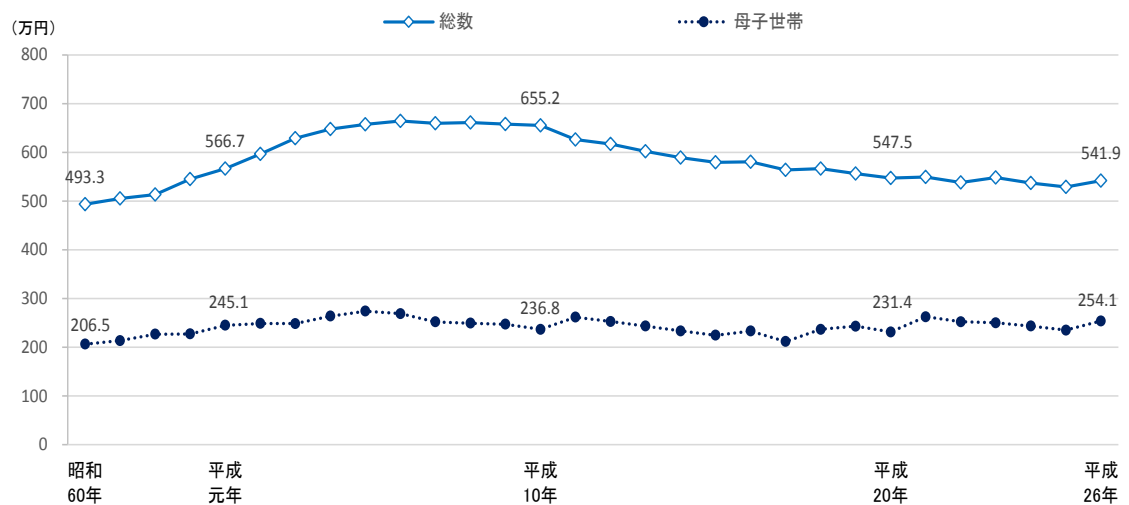
【図表7】白山市の母子世帯・父子世帯の推移



※平成12年以前は旧市町村の合算

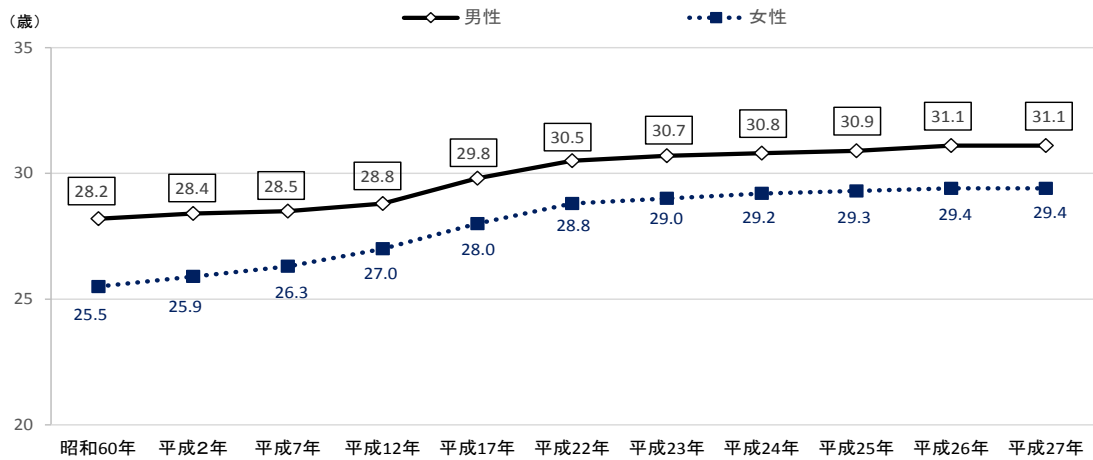
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表8】国の1世帯当たり平均所得の推移



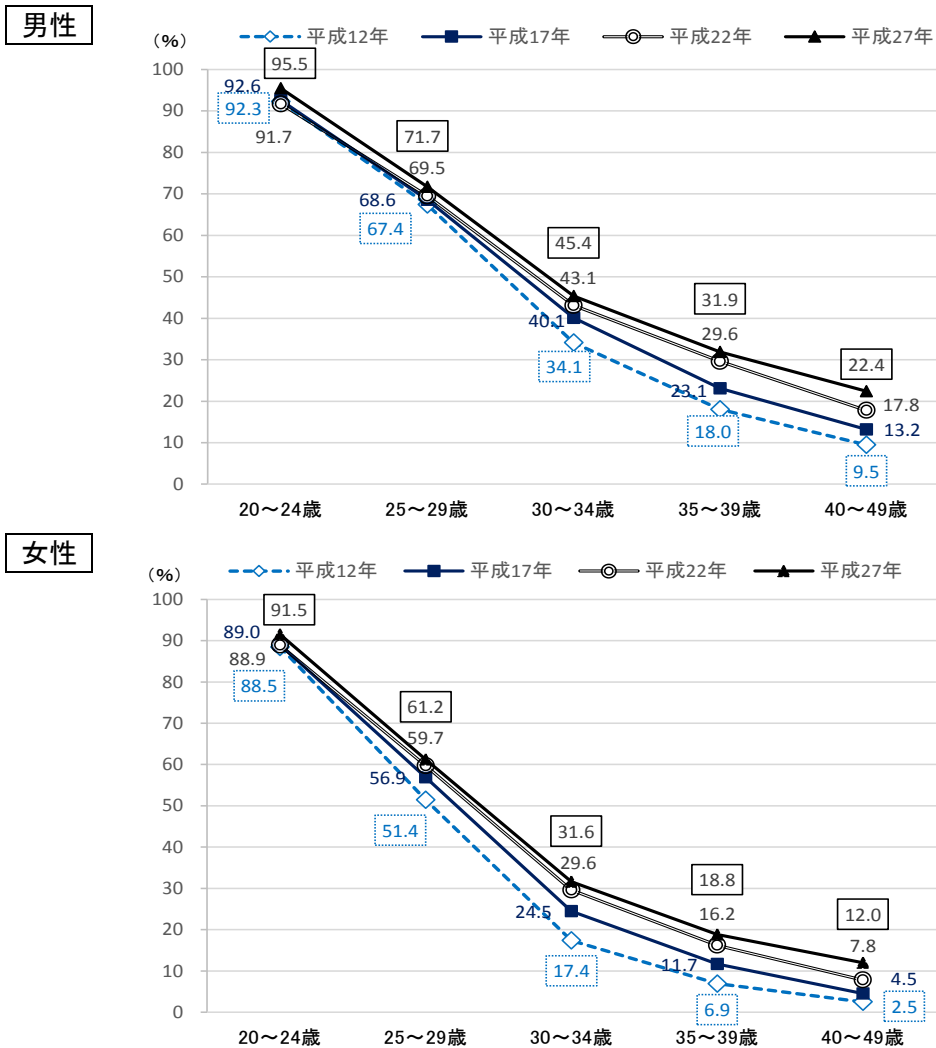
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

【図表 9】 国の平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

【図表 10】 白山市の未婚率の推移



※平成12年は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

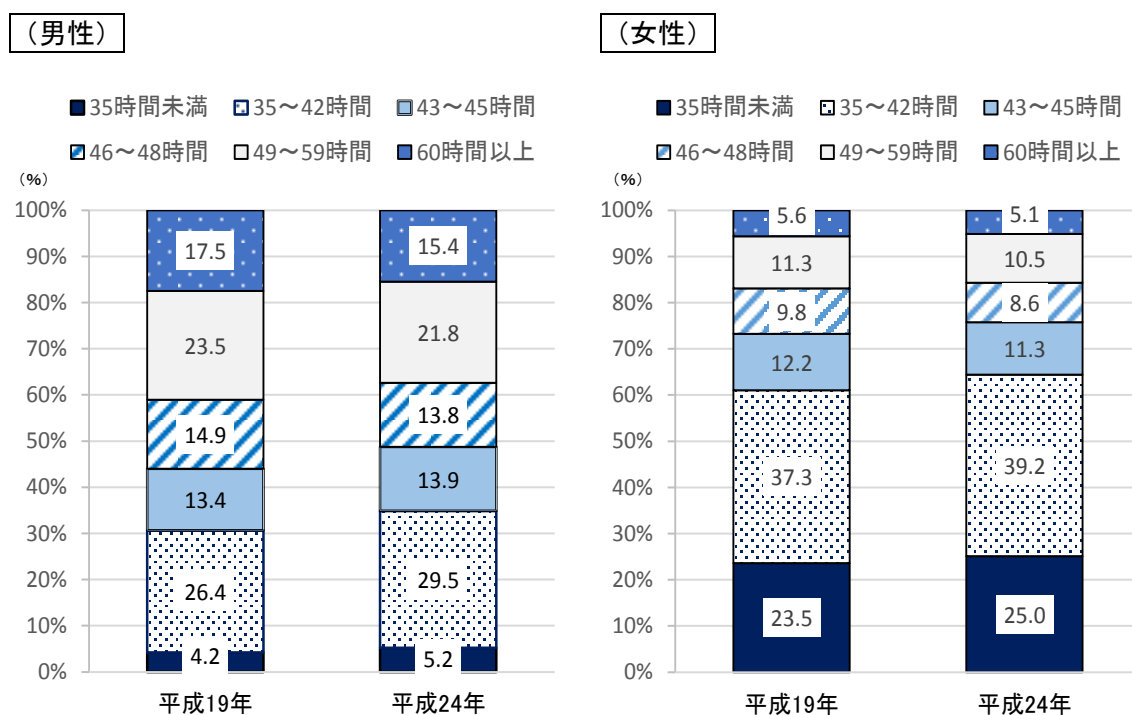
3 仕事と生活の調和

男女ともに週間就業時間 60 時間以上の就業者の割合（図表 11）は改善されていますが、子育て期にある 30 歳代及び 40 歳代の男性の割合（図表 12）は高くなっています。

また、男性の育児休業取得率（図表 13）は、上昇傾向にあるものの、女性（民間企業 86.6%、国家公務員 98.7%、地方公務員 93.2%（いずれも平成 26 年））と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差があります。

長時間労働などを前提とした働き方では仕事と家庭生活の両立は困難であり、仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）の実現への課題となっています。

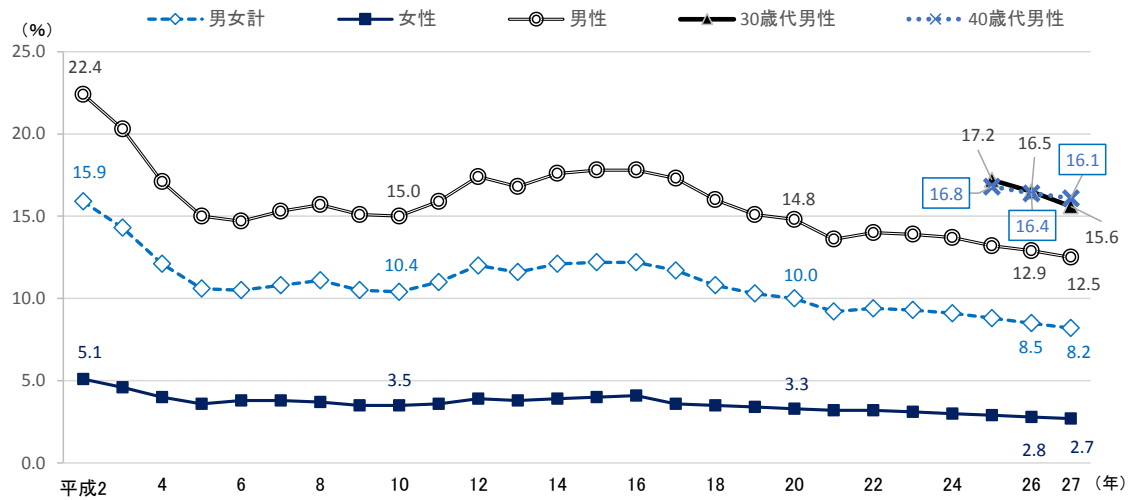
【図表 11】 国の年間就業日数 200 日以上就業者の週間就業時間割合



※会社などの役員を除く

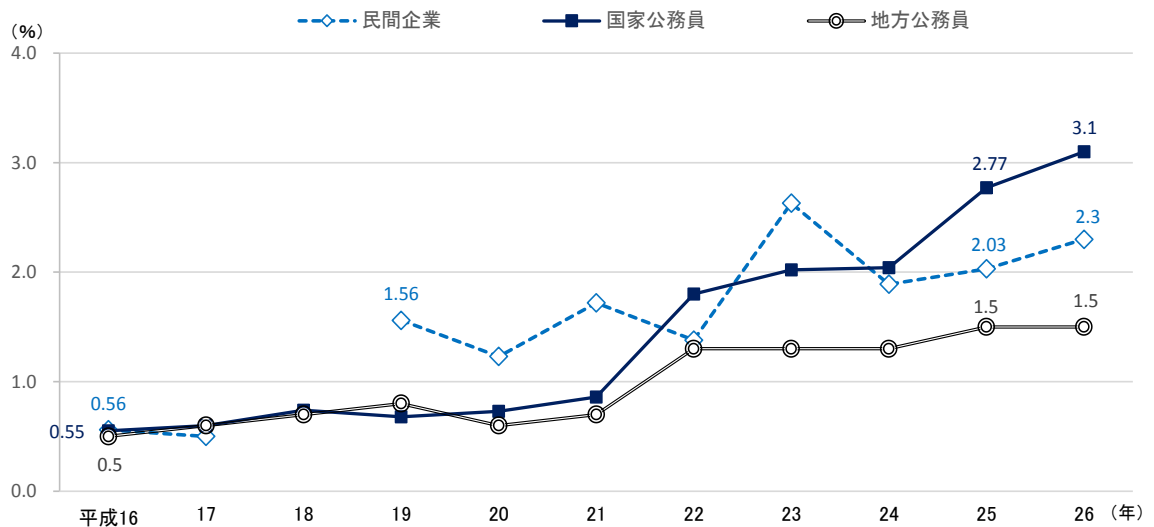
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」

【図表 12】 国の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

【図表 13】 国の男性育児休業取得率の推移



資料：【民間企業】 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 16 年、平成 17 年）
厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成 19 年以降）

【国家公務員】 総務省・人事院「女性国家公務員の採用・東洋の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（～平成 22 年）、「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（平成 23 年～25 年）

内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（平成 26 年）

【地方公務員】 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」

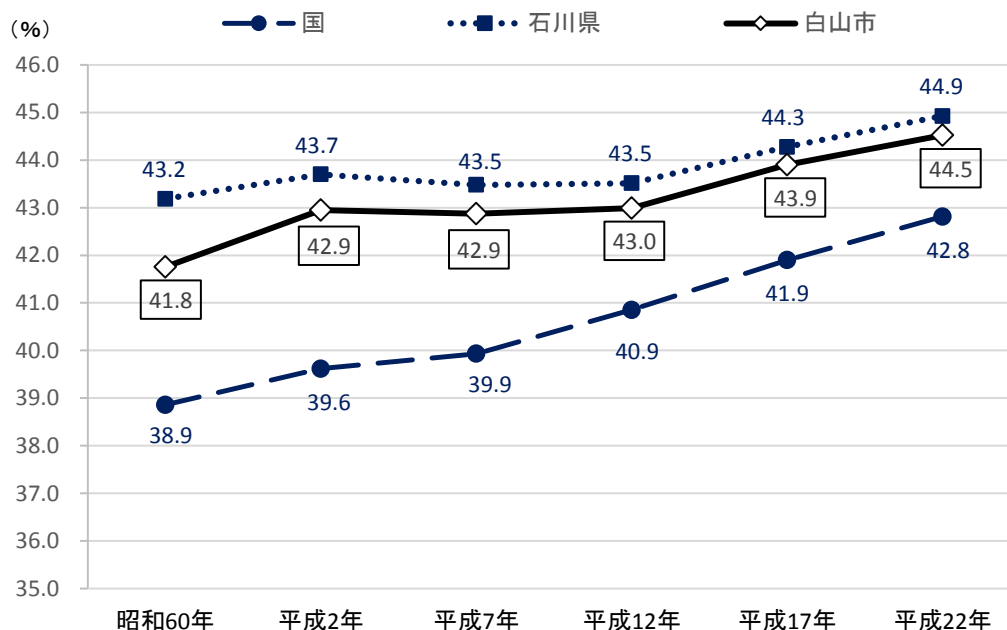
4 女性の就業の状況

女性就業者の割合（図表 14）は、国や石川県と同様に、白山市も増加傾向です。

平成 22 年における白山市の女性の年齢別労働力率を比較（図表 15）すると、結婚や出産期に当たる年代である 30 歳から 39 歳程度までの労働力率の落ち込み（M字カーブ）を示していますが、国や石川県との比較では、その底は浅くなっています。また、白山市の経年の比較（図表 16）をみると、M字カーブを示す谷の部分が緩やかになっており、徐々にM字カーブが改善されています。

しかしながら、非正規雇用者の割合（図表 17）は男女ともに増加傾向であり、その割合は女性の方が高くなっています。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、貧困等の生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。

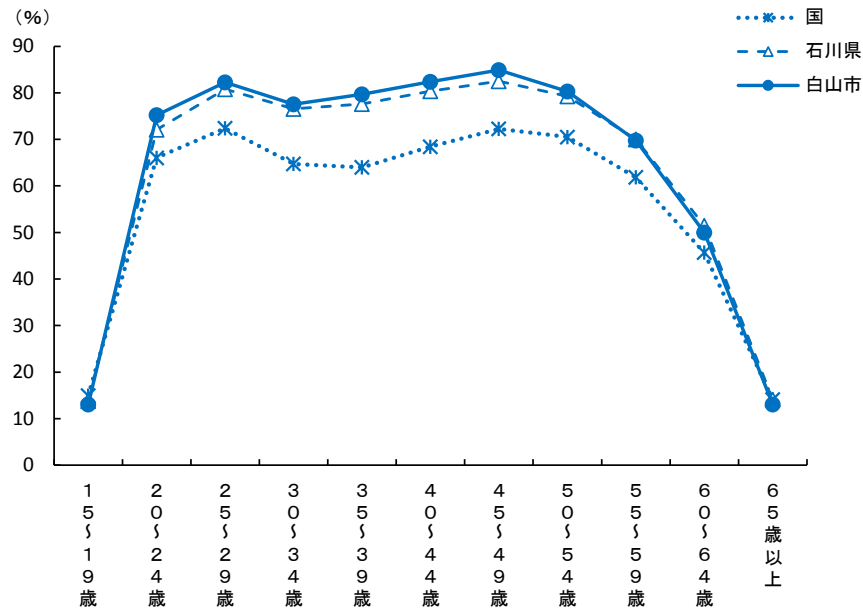
【図表 14】（比較）女性就業者の割合



※白山市の平成 12 年以前は旧市町村の合算

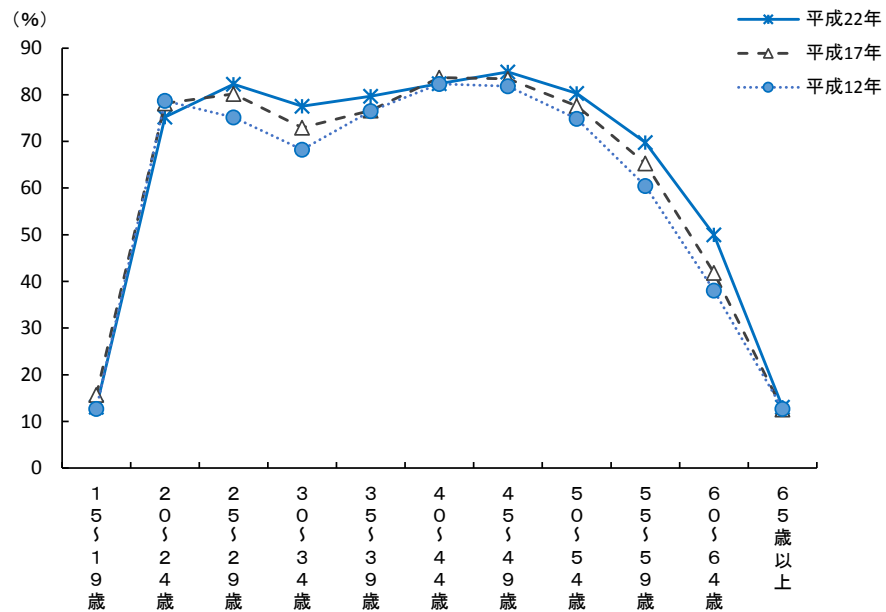
資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 15】（比較）女性の年齢別労働力率



資料：総務省統計局「国勢調査（平成22年）」

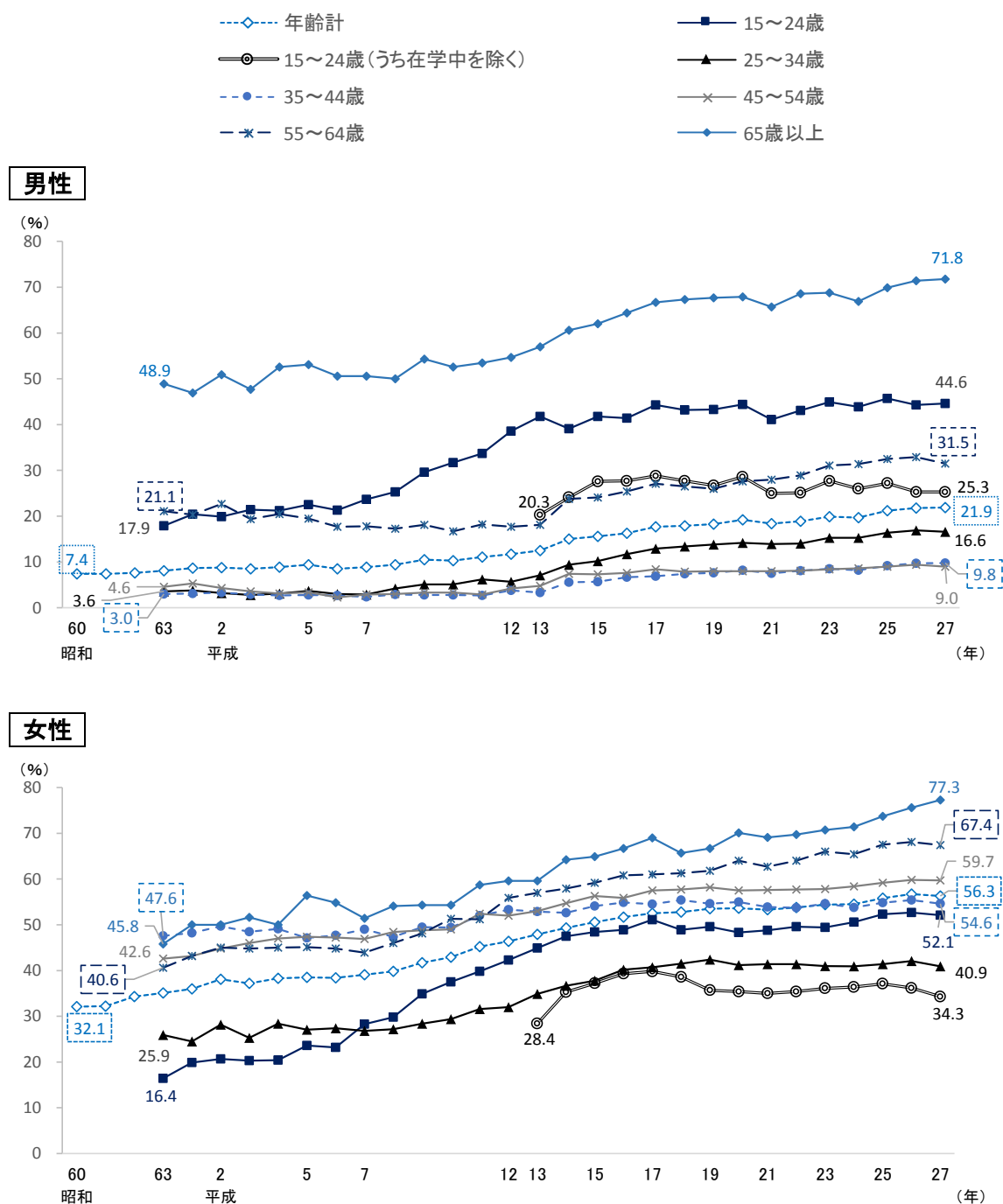
【図表 16】白山市の女性の年齢別労働力率の推移



※平成12年は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

【図表 17】 国の年齢階級別非正規雇用者の割合の推移

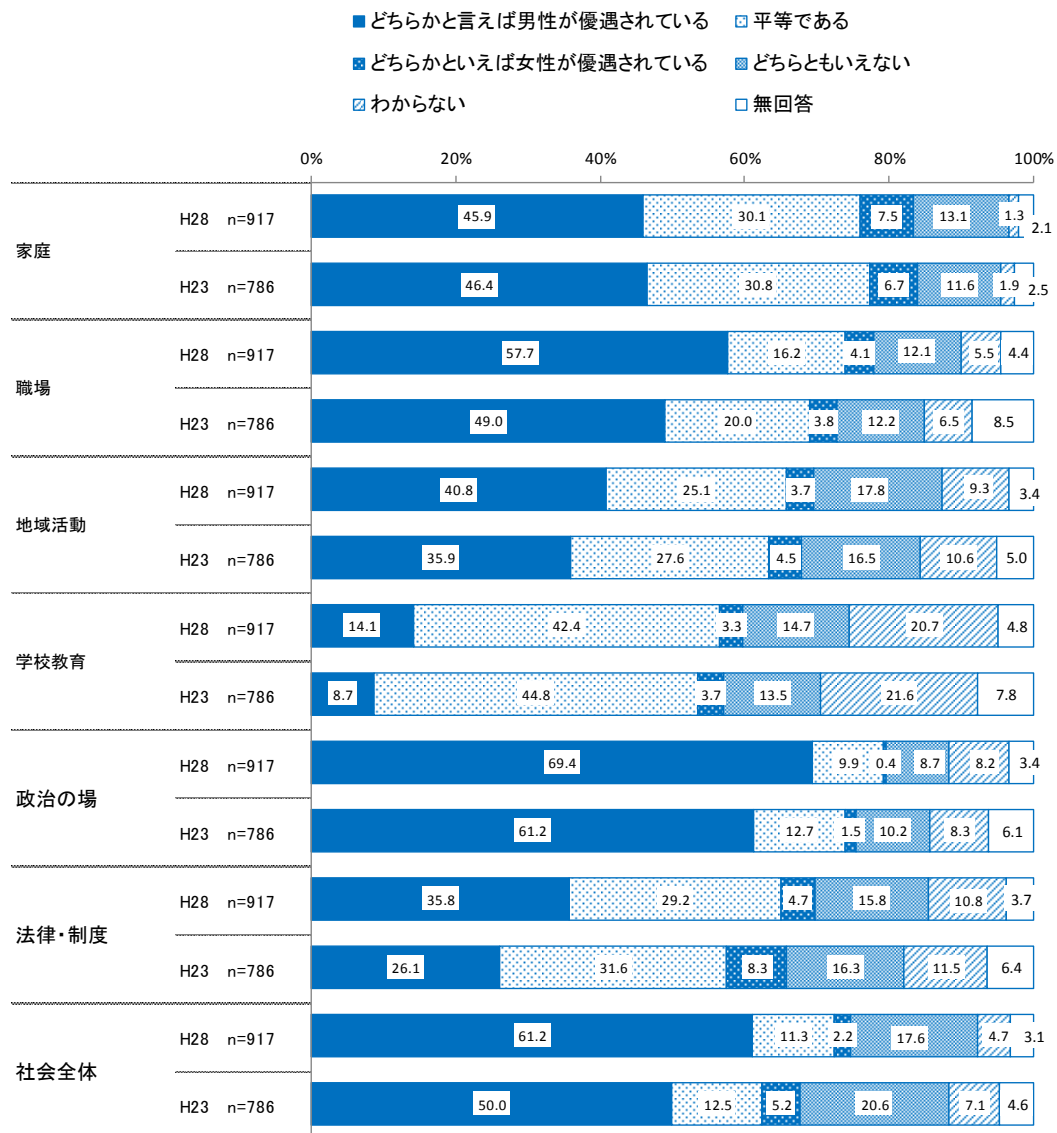


資料：昭和60年～平成13年 総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）
平成14年～ 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）

5 依然として残る固定的性別役割分担意識

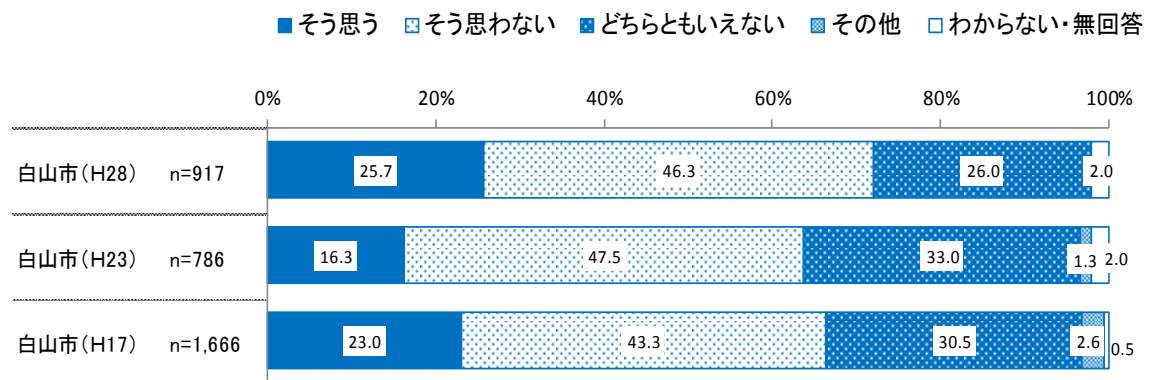
働く女性が増え、ライフスタイルや世帯構造が変化するなど、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、様々な分野における男女の地位については、「男性が優遇されている」と感じる方が多いことが分かります。(図表 18)。その大きな要因としては、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力・適性に関する偏見や様々な社会制度・慣行があります。白山市が平成 28 年に行った調査では、性別による固定的な役割分担意識が改善されていないため、より一層の男女共同参画社会に対する理解の促進が重要です。

【図表 18】現在の日本の社会における男女の地位について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

【図表 19】「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

第3章 計画が目指す将来像

1 白山市男女共同参画都市宣言

白山市では、男女共同参画社会づくりに対する機運を広く醸成し、本市の「男女共同参画行動計画白山21」の施策をより一層推進するため、平成24年12月に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

白山市男女共同参画都市宣言（平成24年12月20日）

悠久なる大自然霊峰白山のもと、清らかな手取川そして日本海の豊かな自然の恵みを受け、暮らしを紡いできたわたしたち白山市民は、性別による固定的な役割や慣習にとらわれず、「ひとりひとりが輝けるまち」を実現し、次世代につないでいきます。

ここに、白山市は、「男女共同参画都市」を宣言します。

- わたしたちは、ひとりひとりの人権が尊重され、男女がともに個性と能力を発揮し、認め合うまちをつくれます。
- わたしたちは、防災や災害復興、地域活動など社会のあらゆる活動や意思決定に男女が平等に参画し、責任も分かち合うまちをつくれます。
- わたしたちは、仕事と生活の調和を図り、子育てや介護、家事など家庭生活において男女が対等なパートナーとしてともに支え合い、いきいきと暮らせるまちをつくれます。
- わたしたちは、互いの性を尊重し合い、暴力をなくし、安心して生活できるまちをつくれます。
- わたしたちは、男女が平等に権利と義務を有するという国際的な視野を持ち、世界に羽ばたく子どもたちが育つまちをつくれます。

2 基本理念

男女共同参画社会を実現するためには、市・市民・事業者等の協働のもと、それぞれが自らの意思により、家庭や地域、学校、職場など、さまざまな分野において男女が対等なパートナーとして、個性と能力を発揮できる社会をめざすことが必要です。

本計画は、男女共同参画社会の実現のため、白山市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進する施策を実施するために策定します。

基本理念

(1) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が相互に協力することにより、家庭生活と他の活動の両立が図られるようにすること

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されること

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女があらゆる分野の対等な構成員として、意思決定の場に参画できること

(4) 男女の人権の尊重

性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

(5) 国際社会との連携及び協調

国際的な理解と協力のもとに、男女共同参画社会の形成が推進されること

※白山市男女共同参画推進条例

3 総合計画における将来都市像

本計画の上位計画である第2次白山市総合計画では将来都市像を以下のように定めています。

将来都市像

「健康で笑顔あふれる元気都市 白山

～次世代への贈り物 白山の恵みと人集い、活力あふれるまち～」

※第2次白山市総合計画

本計画においては、第2次白山市総合計画の将来都市像を達成すべく、男女共同参画社会実現を視点とした施策を推進していきます。

4 基本目標

基本目標 1

あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり

あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高めるほか、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の参画は、女性の意見を社会に反映し、女性が自分らしく活躍できる場を広げていくことにつながるため、人材の育成支援や積極的な登用を促進することが必要です。

また、女性がその能力を十分に発揮できる社会を実現するには、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないため、市民一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動やボランティア活動など、多様な選択の下、バランスのとれた生き方ができる社会の実現を可能とする、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。

さらに、働く場だけでなく、地域や防災体制などにおいては、女性の意見を積極的に取り入れることにより、地域の活性化や災害時に生じる諸問題の解決につながるため、多様な場への男女共同参画が必要です。

多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していくため、「あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」を基本目標とします。

基本課題

1－1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進

- ① 審議会等の女性参画推進
- ② 市役所における女性の役職への登用及び職域拡大

1－2 女性の社会進出支援

- ① 雇用機会均等の促進
- ② 職場における男女共同参画の促進
- ③ 女性の能力発揮・キャリア形成の支援

1－3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ② 男性の家庭・地域活動等への参画支援
- ③ 子育て支援環境の充実
- ④ 介護・福祉環境の充実

1－4 多様な分野における男女共同参画の推進

- ① 地域における男女共同参画の推進
- ② 防災分野における男女共同参画の推進

※「基本目標1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「白山市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」とみなします。

基本目標2

男女が健康で安全・安心な社会づくり

男女がともに安心して暮らしていく上で最も基本的なことは、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることです。そのため、性別や年代に応じたきめ細やかな支援により、健康づくりを推進します。

特に、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期など女性固有のライフステージに応じた適切な支援を実施し、心身の健康と充実した生活環境づくりを推進します。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭世帯や生活困窮者などで、困難を抱える方の生活基盤や健康に関する不安を軽減するため、自立への支援や生活への支援を充実させることが必要です。

さらに、女性と男性がともに個性と人格を尊重し合う社会づくりのためには、DVなどの行為が人権問題であることを一人ひとり十分に理解し、お互いの人権を尊重することの大切さを認識することが重要となります。そのため、一層の意識啓発や周知に努めるとともに、DV被害者への相談体制の充実が必要です。

すべての男女の人権が尊重され、生涯にわたって健康で安全・安心な生活を推進するため、「男女が健康で安全・安心な社会づくり」を基本目標とします。

基本課題

2-1 生涯を通じた男女の健康支援と生活支援

- ① 生涯を通じた男女の健康づくり支援
- ② 妊娠・出産・産後に関わる女性の健康支援
- ③ 様々な困難を抱える人への生活・自立支援

2-2 人権尊重意識の醸成と配偶者からの暴力の根絶

- ① DV防止に向けた意識啓発
- ② 相談体制の充実
- ③ 被害者支援の充実
- ④ DV防止対策に関わる関係機関との連携強化
- ⑤ 人権尊重の意識啓発

※「基本課題2-2 人権尊重意識の醸成と配偶者からの暴力の根絶」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「白山市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とみなします。

基本目標3

男女共同参画が進む環境づくり

性別にとらわれた考え方は、家庭、地域、学校、企業など社会の各分野にわたって幅広く浸透しており、長い期間をかけて形成されてきた固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。このような意識を変え、男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、学校、企業など社会の各分野において、子どもから高齢者までの全ての世代に対し男女共同参画の視点に立った学習を行うことが重要です。

また、性に関する教育や情報提供などを充実させることで、正しい性の知識を深めるだけでなく、性の多様性への理解促進や、性的指向、性同一障害を理由として困難な状況に置かれている方への配慮につながります。

男女共同参画に関する意識醸成とともに、旧来の社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って見直しを推進するため「男女共同参画が進む環境づくり」を基本目標とします。

基本課題

3-1 男女共同参画社会の理解促進

- ① 男女共同参画意識の啓発と教育
- ② 男女共同参画の研究と情報提供

3-2 性の尊重と理解促進

- ① 性と性の多様性の尊重と意識醸成
- ② 性と健康に関する知識の普及啓発

3-3 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し

- ① 男女共同参画を進める体制づくり
- ② 広報・各種メディアにおける男女共同参画
- ③ 地域活動・まちづくり活動への支援

5 施策体系

基本目標	基本課題	施策の方向
あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり 【女性の活躍推進】	1-1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進	①審議会等の女性参画推進 ②市役所における女性の役職への登用及び職域拡大
	1-2 女性の社会進出支援	①雇用機会均等の促進 ②職場における男女共同参画の促進 ③女性の能力発揮・キャリア形成の支援
	1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ②男性の家庭・地域活動等への参画支援 ③子育て支援環境の充実 ④介護・福祉環境の充実
	1-4 多様な分野における男女共同参画の推進	①地域における男女共同参画の推進 ②防災分野における男女共同参画の推進
男女が健康で安全・安心な社会づくり 【健康と安全・安心】	2-1 生涯を通じた男女の健康支援と生活支援	①生涯を通じた男女の健康づくり支援 ②妊娠・出産・産後に関わる女性の健康支援 ③様々な困難を抱える人への生活・自立支援
	2-2 人権尊重意識の醸成と配偶者からの暴力の根絶	①DV防止に向けた意識啓発 ②相談体制の充実 ③被害者支援の充実 ④DV防止対策に関わる関係機関との連携強化 ⑤人権尊重の意識啓発
男女共同参画が進む環境づくり 【意識と理解促進】	3-1 男女共同参画社会の理解促進	①男女共同参画意識の啓発と教育 ②男女共同参画の研究と情報提供
	3-2 性の尊重と理解促進	①性と性の多様性の尊重と意識醸成 ②性と健康に関する知識の普及啓発
	3-3 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し	①男女共同参画を進める体制づくり ②広報・各種メディアにおける男女共同参画 ③地域活動・まちづくり活動への支援

第 4 章 施策の内容

基本目標 1 あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり

1-1 方針決定・政策立案の場への女性参画推進

現状と課題

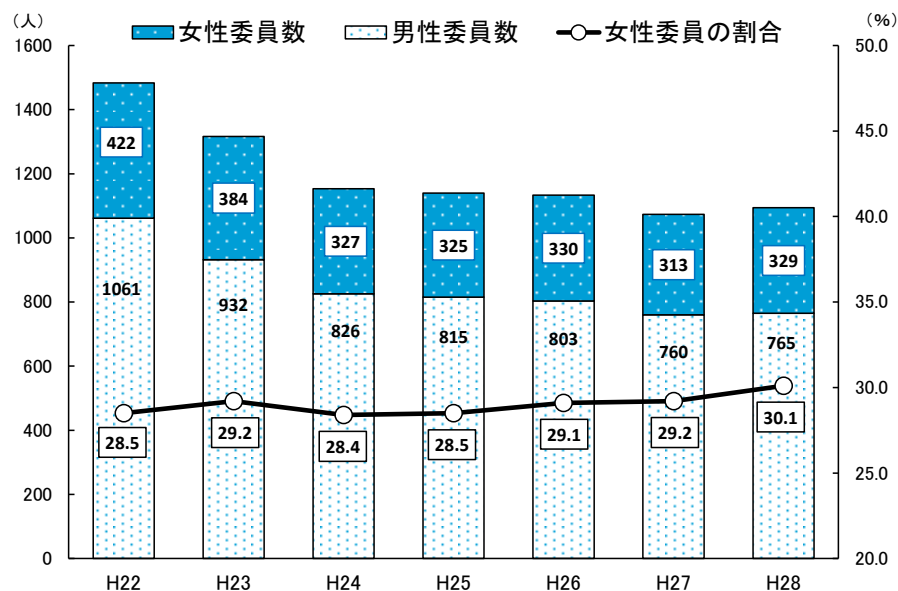
平成 27 年 9 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法が施行されました。国においては、「女性活躍」が最重要課題として掲げられ、様々な取組が進められているところです。本市においても女性の活躍推進のための施策を展開し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。政策・方針決定の過程に男女共同参画の視点を取り込むことは、男女がともに責任を担う仕組みを確立することとなり、施策や新たな制度の構築に多様な意見が公平・公正に反映されることや、一層の充実・強化につながります。

また、近年女性活躍に関する機運は高まりつつあり、より一層の積極的な女性採用・登用の推進が期待されています。本市では、「男女共同参画行動計画 白山 2 1（後期計画）」において、審議会等の女性委員の割合（図 1-1）を 40%とすることを目標としてきましたが、依然として女性委員の参画が遅れている分野があります。本市の管理職における女性職員が占める割合（図 1-2）については、着実に伸びており、平成 28 年には県の平均を上回りましたが、今後も積極的に登用を行うことが重要です。

多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手としての女性の役割を認識し、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていくことが、社会の多様性と活力を高め、男女共同参画社会の実現につながります。

- ・白山市の審議会等への女性委員の登用について、平成24年以降は増加傾向であり、平成28年には国の目標である30%を達成しています（図1-1）。

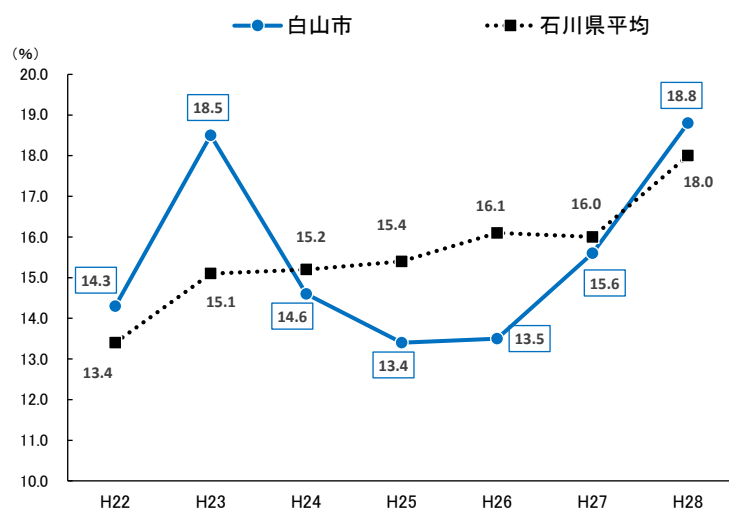
【図1-1】白山市の各審議会等への女性委員の登用状況



資料：白山市男女共同参画室

- ・白山市の管理職の女性の割合は、平成25年以降堅調に伸びており、平成28年に石川県平均を上回りました（図1-2）。

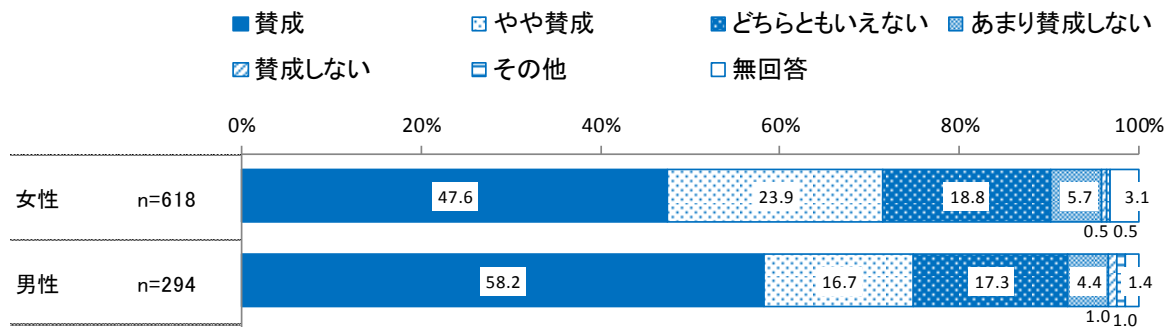
【図1-2】白山市の管理職における女性の割合



資料：白山市男女共同参画室

- ・女性が管理職に昇進することについて、当事者である女性の方が男性よりも抵抗を感じています（図1-3）。

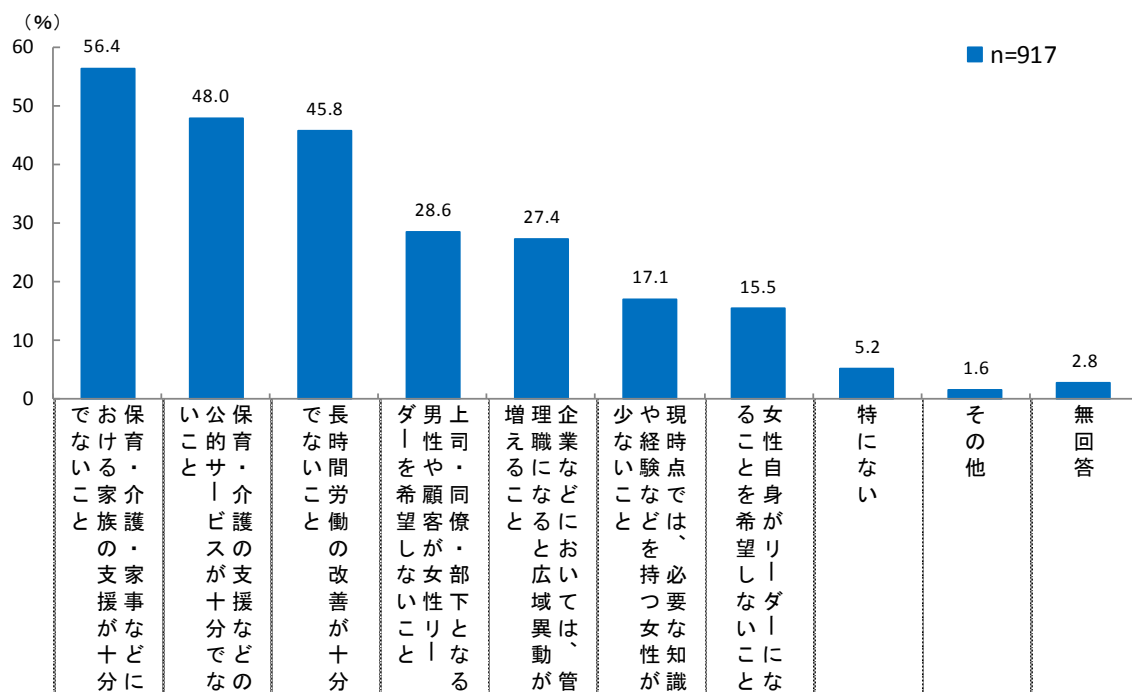
【図1-3】女性が管理職に昇進することについて、どう思いますか



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・女性のリーダーを増やすときの課題については、「保育・介護などにおける家族や公的サービスによる支援が十分でないこと」、「職場での長時間労働が改善されないこと」という意見が多くなっています（図1-4）。

【図1-4】女性のリーダーを増やすときに課題となるものは何だと思いますか（複数回答）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向と具体的施策

① 審議会等の女性参画推進

施策	担当課
審議会等に女性委員を積極的に登用するよう働きかけを行います。	男女共同参画室
女性委員の登用状況を調査し、登用方針を提示します。	男女共同参画室

② 市役所における女性の役職への登用及び職域拡大

施策	担当課
女性職員を管理職へ積極的に登用します。	職員課
白山市特定事業主行動計画を推進し、男女が働きやすい環境を整えます。	職員課

1-2 女性の社会進出支援

現状と課題

「男女雇用機会均等法」の基本理念では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用、配置、昇格等における差別的な取扱いを禁止しています。しかしながら、白山市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成28年度）によると、職場において「どちらかと言えば男性が優遇されている」と回答した割合は、男女とも約6割を占めています（図1-5）。

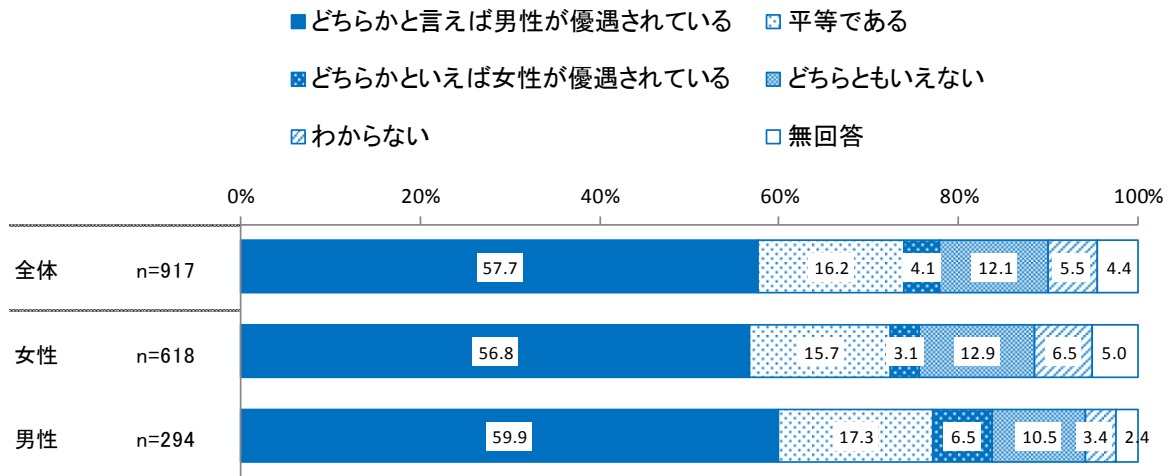
また、職場における性別による扱いの差を感じる面としては、人事配置、昇進・昇格、賃金など（図1-6）、多くの場面で差別的待遇を感じている方が依然として多数を占めています。このような職場における不当な差別的待遇を解消し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のため、事業者に対し、各種の法律や制度が公正に運用されるよう、普及啓発することが重要です。

また、結婚・出産、子育てや介護などによる離職後、再び就業を希望する女性や起業等を目指す女性とその能力を十分に発揮できるように、再就職等についての情報提供、職業能力開発や起業に向けた支援を行うことが必要です。

就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮することができる社会づくりのため、市、事業者、経済団体などが連携して、ダイバーシティ（多様性）の推進に取り組むことが重要です。

- ・職場での男女の地位について、男女ともに約6割が、男性が優遇されていると回答しています（図1-5）。

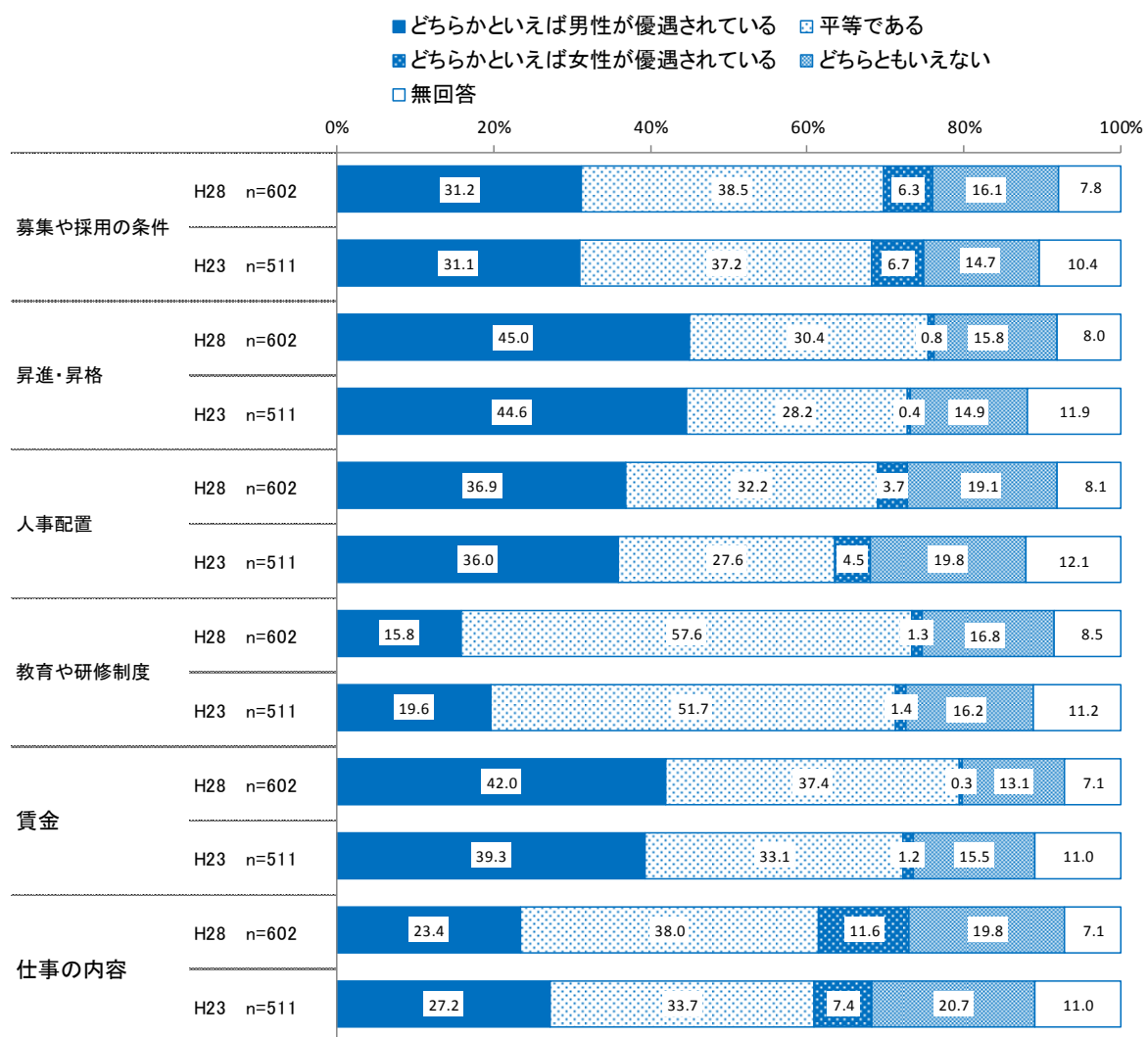
【図1-5】職場での男女の地位は平等になっていると思いますか



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・職場における男女平等についての前回調査（H23）との比較では、「募集や採用の条件」「昇進・昇格」「人事配置」「賃金」の面において、男性が優遇されていると回答した人が増加しており、職場での男女共同参画の改善が遅れていることが分かります（図 1-6）。

【図 1-6】あなたの職場では、次の面で男女平等になっていると思いますか



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向と具体的施策

① 雇用機会均等の促進

施策	担当課
広報や国等のパンフレットにより、男女雇用機会均等法の内容を周知啓発します。	商工課
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する国・県の研修会参加と啓発を行います。	商工課

② 職場における男女共同参画の促進

施策	担当課
一般事業主行動計画の普及と推進を図ります。	商工課 監理課
広報誌等で育児・介護休業制度の情報提供を行い、普及啓発を図ります。	商工課
家族経営協定の締結を促進します。	農業振興課
商店街「おかみさん会」育成研修会等への参加を促進します。	商工課

③ 女性の能力発揮・キャリア形成の支援

施策	担当課
国・県主催研修会への参加促進等、職業能力開発を支援します。	商工課
セミナーの開催や家賃補助等、起業支援を行います。	商工課
女性への研修実施と参加促進を啓発します。	男女共同参画室
女性人材リストを整理し、周知・活用を図ります。	男女共同参画室
女性管理職・役員への積極的な登用を啓発します。	商工課 監理課

1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

仕事と生活の調和を実現するためには、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期などのライフステージに対応した多様な生き方を選択・実現できることが重要です。しかしながら、本市の女性の年齢階級別労働力率は全国平均よりは改善されているものの、依然として結婚・出産期に一時低下する、いわゆるM字カーブを描いており（図1-7）、仕事と子育てが両立されていないことがうかがえます。

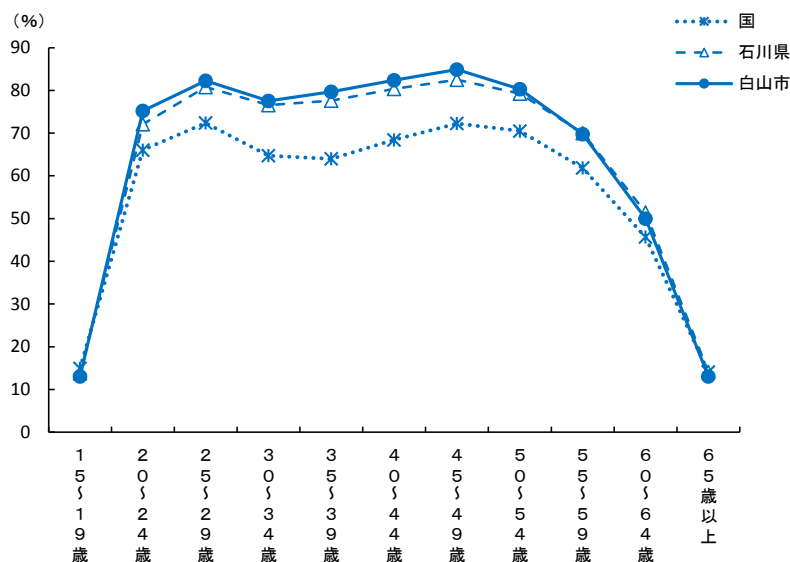
また、市民のワーク・ライフ・バランスの認知度については約30%（図1-8）と依然として少数であり、その認知とともに目的・効果、実現方法などの周知啓発が必要です。

女性が出産、子育て、介護等にかかわらず働き続けることができ、男女がともに自らの希望する働き方・生き方を選択できるようにするため、長時間労働の削減などの男性中心型の労働慣行の変革や仕事と家庭の両立支援制度の充実等、職場環境の整備を促す必要があります。

また、パートナーである男性の子育て、介護等への参画の実現や女性が活躍するための前提となる人材育成の在り方の見直しを推進するほか、多様な保育需要への対応を図るなど、仕事と家庭生活を両立できる環境の整備に取り組む必要があります。

- ・ 白山市の女性の年齢階級別労働力率は、国、石川県と同様に、結婚、出産を機に離職が増えるいわゆるM字カーブを描いています（図 1-7）。

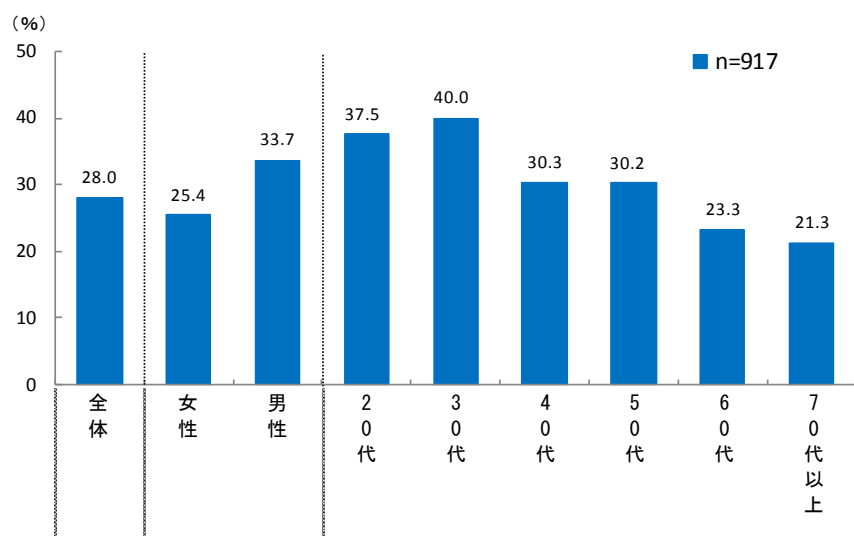
【図 1-7】女性の年齢別労働力率



資料：総務省統計局「国勢調査（平成 22 年）」

- ・ ワーク・ライフ・バランスの認知度は全体で 28.0%にとどまっています。年齢別では 30 代が最も認知度が高くなっていますが、それでも 40.0%しかありません（図 1-8）。

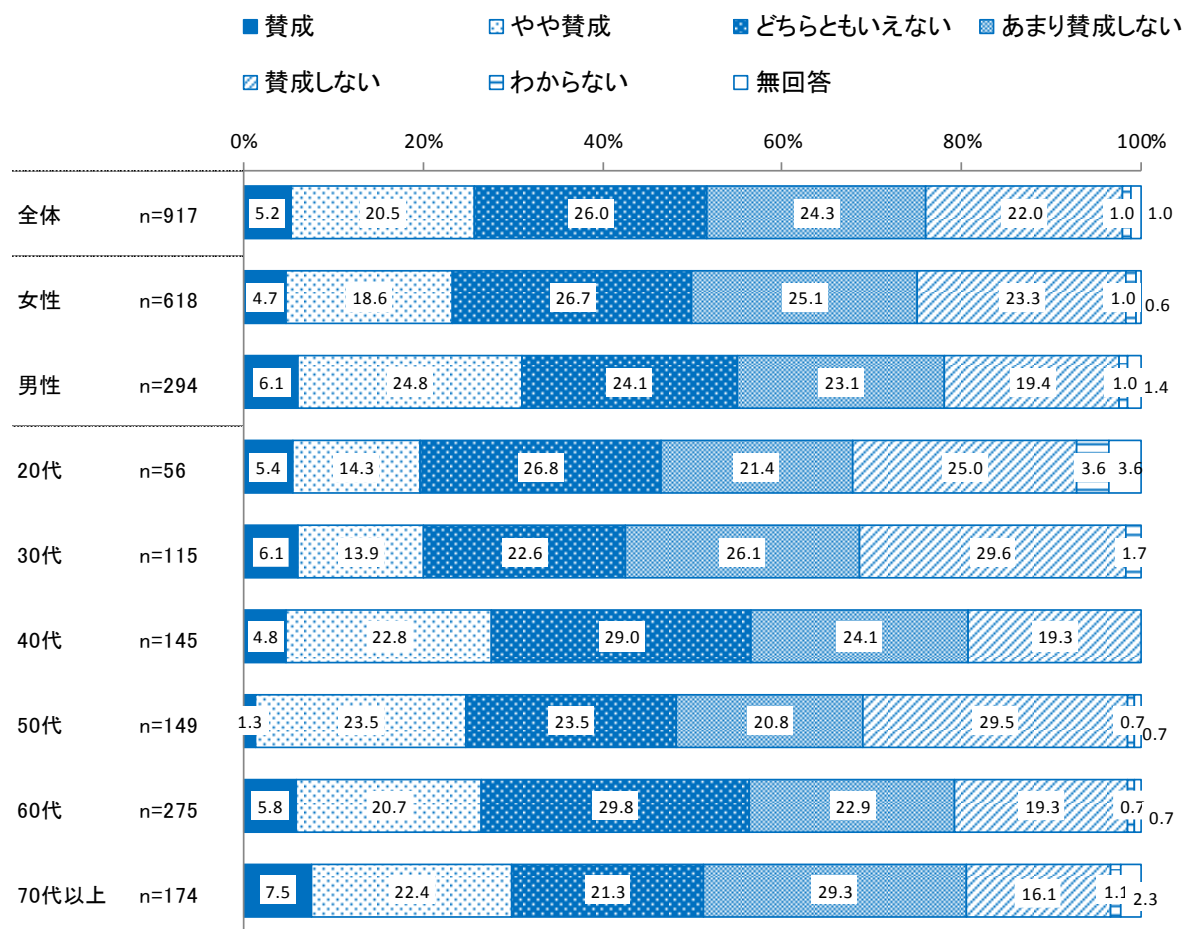
【図 1-8】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉を知っている人の割合



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・「男は仕事、女は家庭」という意見について、男性、女性いずれも「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対という回答が賛成を上回っています。
- ・女性よりも男性、また、若年層よりも中高年齢層において「賛成」「やや賛成」という回答が多くなっており、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることが分かります（図 1-9）。

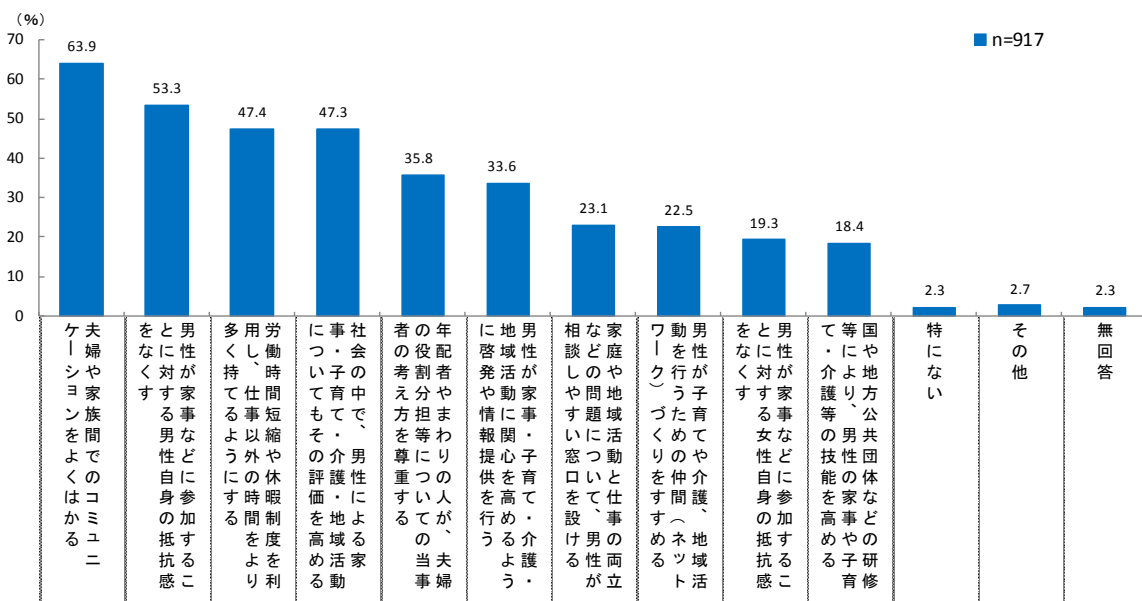
【図 1-9】「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・男性の家事への参画を進めるためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをはかること」、「家事に参加することに対する抵抗感をなくすこと」、「仕事以外の時間を多く持てるようにすること」等の回答が多くなっています(図1-10)。

【図1-10】男性が家事等に積極的に参加するためにはどのようなことが必要だと思いますか
(複数回答)



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向と具体的施策

① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

施策	担当課
ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、働き方改革に向けた職場づくりを推進します。	男女共同参画室 職員課
事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を行います。	男女共同参画室 商工課
雇用環境整備を積極的に取り組む企業に対し、「仕事と生活が調和する優良事業所」の表彰を行います。	商工課

② 男性の家庭・地域活動等への参画支援

施策	担当課
男性の家庭・地域参画に関する学習講座を開催します。	男女共同参画室 生涯学習課
男女を対象とした料理教室等を開催します。	健康増進課 生涯学習課 地産地消課
子育て家庭の父親の育児参画を促します。	こども子育て課 健康増進課

③ 子育て支援環境の充実

施策	担当課
子育てしながら働けるよう、保育サービスを充実します。 【主要事業例】 ・乳児保育、延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の推進 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	こども子育て課
子育て支援体制を強化します。 【主要事業例】 ・育児サポートの活用 ・母子相談、幼児相談の充実 ・電話相談、面接相談の充実 ・乳幼児健診、相談、教室など、子どもの健康支援の推進	こども子育て課 健康増進課 子ども相談室
地域と保育・教育施設、学校等との連携強化を進めます。 【主要事業例】 ・保育所（園）等における地域交流、世代間交流の推進 ・支援センターや児童館を中心とした子育てサークルへの支援の充実	こども子育て課

④ 介護・福祉環境の充実

施策	担当課
家族介護者の相談支援体制を充実します。 【主要事業例】 ・地域包括支援センターの充実	長寿介護課
認知症支援策を充実します。 【主要事業例】 ・認知症相談窓口の充実 ・地域での見守り、家族への支援の強化 ・在宅医療と介護の連携の推進	長寿介護課

1-4 多様な分野における男女共同参画の推進

現状と課題

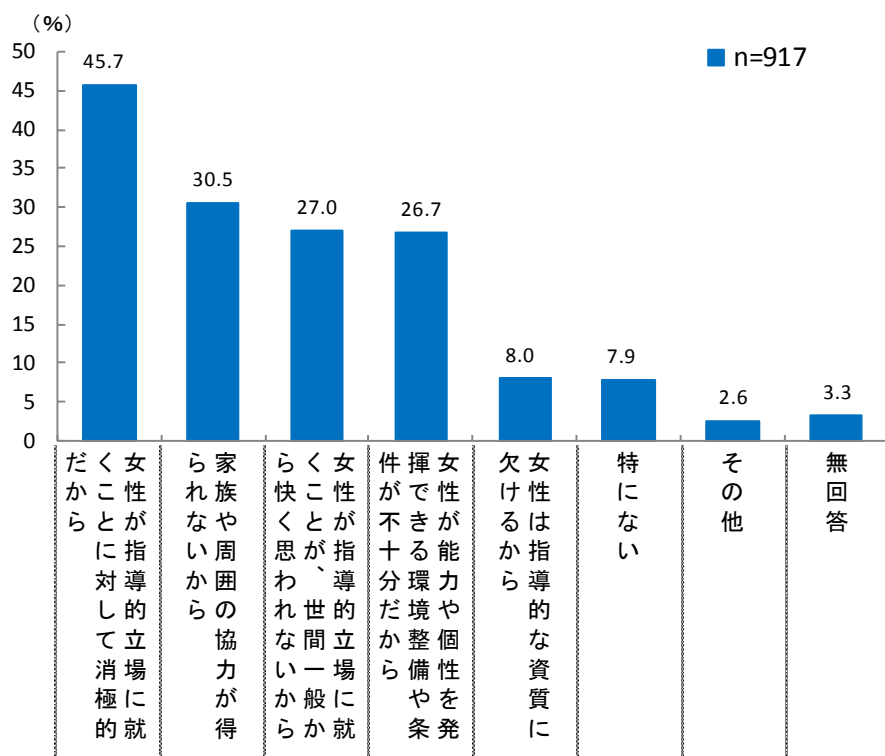
少子高齢化による人口減少が進展する中、誰もが暮らしやすく、活力のある地域づくりを進めるためには、福祉、教育、防災などあらゆる分野で性別や年齢等に関わらず、様々な視点の意見が反映されることが重要です。しかしながら、本市の調査によると、地域活動における男女の地位について「どちらかと言えば男性が優遇されている」と感じている方の割合は約4割を占めているのが現状です(図1-12)。また、本市の町内会長に占める女性の割合は1.3%となっており、ほとんどが男性で占められています。地域活動に男女共同参画の視点が反映され、ともに暮らしやすい地域社会を実現するためには、地域の各団体に対し、方針の決定過程への女性の参画拡大の働きかけを行うことが重要です。

また、東日本大震災など過去の災害時においては、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなど、多くの課題がありました。女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施することが重要です。本市の防災会議の女性委員の割合は8.0%(図1-13)と県の防災会議の女性委員の割合を上回っていますが、今後も防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を進める必要があります。

男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するためには、予防、応急、復旧・復興の全ての局面において女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、災害時にリーダーシップを発揮できる女性の人材を育成していくことが必要です。

- ・女性が指導的立場につくことが少ない理由としては、「女性自身が消極的である」、「家族や周囲の協力が得られない」、「女性が指導的立場に立つことへの偏見がある」といった意見が多くなっています（図 1-11）。

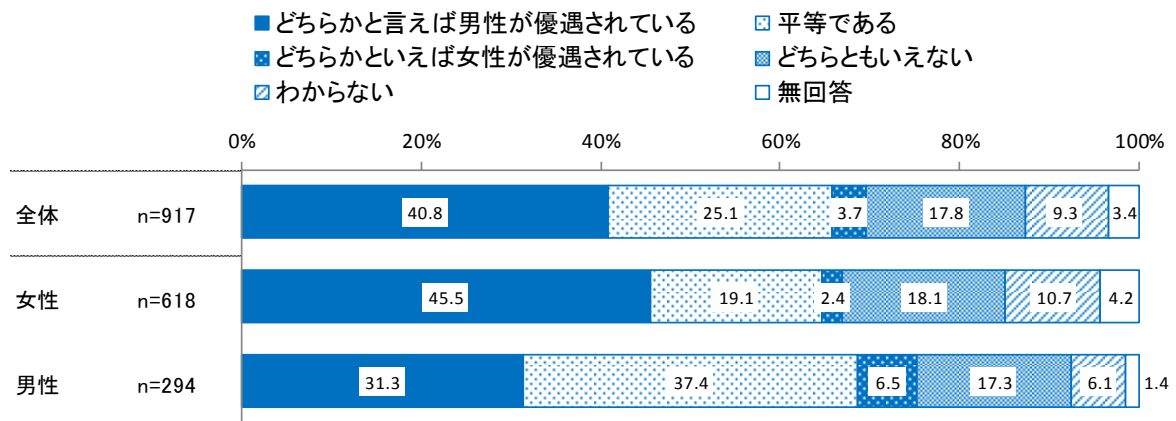
【図 1-11】地域において、女性が指導的立場につくことが少ない理由は何だと思いますか
（複数回答）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・地域活動での男女共同参画について、「男性が優遇されている」と回答した女性が45.5%であるのに対し、男性が31.3%となっており、男女の意識に大きな差が生じています（図1-12）。

【図1-12】地域活動について、あなたの考えに近いものを選んでください



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・白山市の防災会議における女性委員の割合は8.0%であり、石川県より多くなっていますが、国の目標である10.0%にはまだ達していません（図1-13）。

【図1-13】防災会議における女性委員の割合（平成27年）

	白山市	石川県
総委員数	25 人	427 人
男性委員数	23 人	403 人
女性委員数	2 人	24 人
女性委員の割合	8.0 %	5.6 %

資料：内閣府男女共同参画室「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成27年度）」

施策の方向と具体的施策

① 地域における男女共同参画の推進

施策	担当課
地域において出前講座やセミナー等を開催します。	生涯学習課 男女共同参画室
石川県男女共同参画推進員との連携を強化します。	男女共同参画室

② 防災分野における男女共同参画の推進

施策	担当課
防災に関する女性リーダーの育成を図ります。	危機管理課
女性の視点を取り入れた防災体制を確立します。	危機管理課

基本目標2 男女が健康で安全・安心な社会づくり

2-1 生涯を通じた男女の健康支援と生活支援

現状と課題

生涯を通じて健康な生活を送ることは、すべての人々の願いであり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に向けての前提になります。

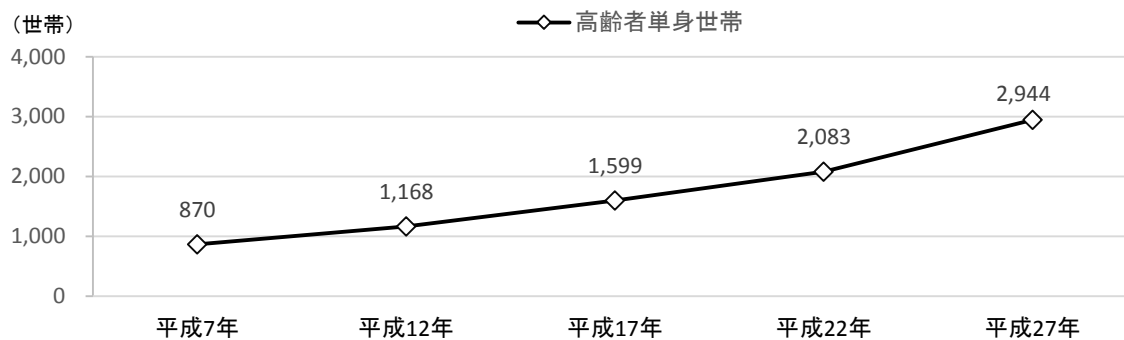
性別や年代などに応じたきめ細かい健康支援によって、生涯にわたる健康づくりを推進していくことが求められており、特に、女性には妊娠・出産や女性特有の疾病など、ライフステージの各段階に対応した適切な健康支援をしていくことが重要です。また、急速な高齢化社会の進行による高齢単身女性や障害がある人、外国人など、さまざまな困難な状況に置かれている方に対する相談・支援体制を充実させていくことも重要です。

さらに、経済的に不安定とされる母子・父子世帯などひとり親世帯への支援策の充実に努めるとともに、父子世帯に関しては、男性は仕事優先との意識が依然として社会的に強いことから、職場の理解が得られず精神的な負担が重くなる問題等もあるため、育児と仕事が両立できるよう、環境面での支援をしていくことが重要です。

すべての人が健康で文化的な生活を送り、社会の一員としてあらゆる分野に参画できるようにするためにも、様々な困難に応じた切れ目のない自立支援・生活支援が必要です。

- ・白山市の高齢者単身世帯は増え続けており、平成 27 年では 2,944 世帯となっています（図 2-1）。

【図 2-1】白山市の高齢者単身世帯の推移

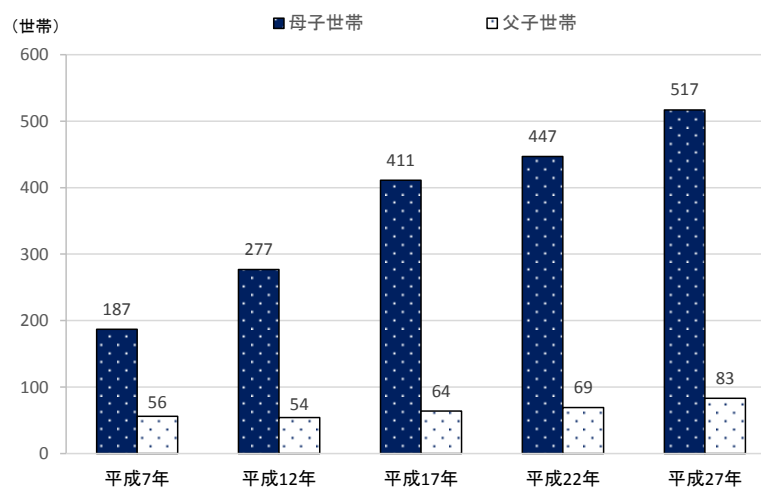


※平成 12 年以前は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

- ・白山市の母子世帯・父子世帯はともに増加を続けており、平成 27 年では母子世帯が 517 世帯、父子世帯が 83 世帯となっています（図 2-2）。

【図 2-2】白山市の母子世帯・父子世帯の推移

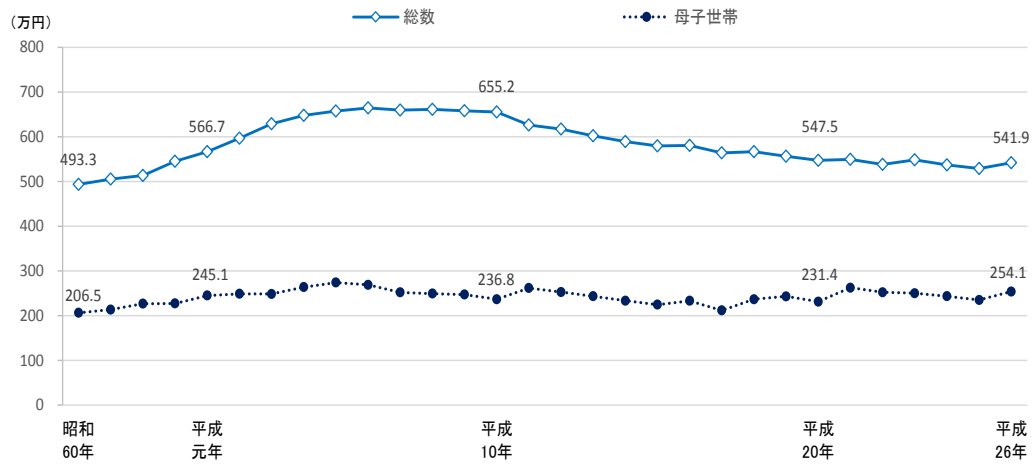


※平成 12 年以前は旧市町村の合算

資料：総務省統計局「国勢調査」

- ・母子世帯の平均所得の推移をみると、昭和60年と平成26年では約50万円増加していますが、全体の平均所得と比較し、依然として低い水準となっています（図2-3）。

【図2-3】国の1世帯当たり平均所得の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

施策の方向と具体的施策

① 生涯を通じた男女の健康づくり支援

施策	担当課
健康診査、健康相談等により、女性の健康づくりを支援します。	健康増進課
成人・高齢期における健康支援策を充実します。 【主要事業例】 ・乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等予防のための正しい知識の普及、啓発 ・生活習慣病等の保健指導の充実	健康増進課

② 妊娠・出産・産後に関わる女性の健康支援

施策	担当課
妊娠・出産・産後にかかわる保健施策を充実します。 【主要事業例】 ・マタニティ教室の開催 ・妊産婦に対する各種健康診査、相談の充実 ・不妊治療費助成事業の充実	健康増進課

③ 様々な困難を抱える人への生活・自立支援

施策	担当課
ひとり親家庭への相談体制と自立支援を充実します。 【主要事業例】 ・ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実 ・ひとり親家庭等の自立促進事業の充実	こども子育て課
生活困窮者への相談体制と自立支援を充実します。	生活支援課 学校教育課
日本の文化・習慣等に慣れない外国人に対して、生活に必要な情報を提供します。	国際交流室
高齢者の相談体制と生活支援を充実します。 【主要事業例】 ・高齢者の相談窓口の整備充実 ・介護サービスの充実	長寿介護課
障がいのある人への相談体制と生活支援を充実します。 【主要事業例】 ・相談支援専門員による障がいがある人の相談 ・障がいのある人の在宅福祉サービスの充実	障害福祉課

2-2 人権尊重意識の醸成と配偶者からの暴力の根絶

現状と課題

すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、あらゆる暴力を生み出さない社会の実現が求められています。特に、配偶者からの暴力（DV）は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは、夫婦間や家庭内で行われる暴力であるため、外部からその発見が困難であり、実態が潜在化する傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があるほか、個人の問題であると片づけられてしまう面があります。

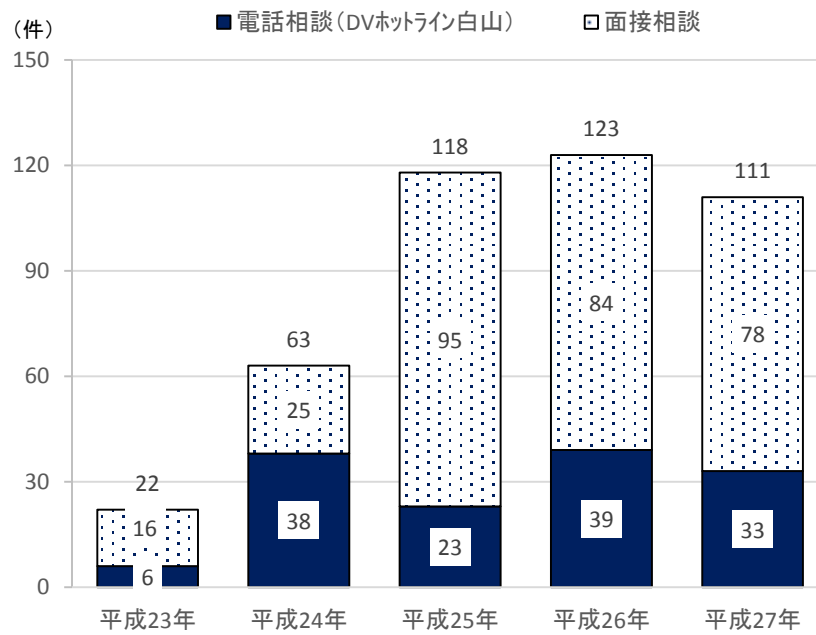
また、被害者の多くが女性であり、その背景には、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等、社会的・構造的な問題があるといわれています。

本市の調査では、約30%の女性が、配偶者からなんらかの暴力被害経験がある（図2-5）ということから、DVは本市においても広範にわたる深刻な課題です。そのため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を強力に推進するとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止を図ることが重要となります。

被害者に対する支援については、DV被害者の保護等の中核としての役割を担う石川県と、最も身近な行政主体である市が、適切な役割分担と相互連携の下に、効果的に実施することが必要です。また、警察や医療機関など広範な関係機関の連携協力のもと、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、男女を問わず、被害者の置かれた状況に応じた切れ目のない支援の充実が必要になります。

- ・白山市のDV相談件数は、「電話相談（DVホットライン白山）」、面接相談のいずれも増加しており、平成23年と比較し約5倍になっています（図2-4）。

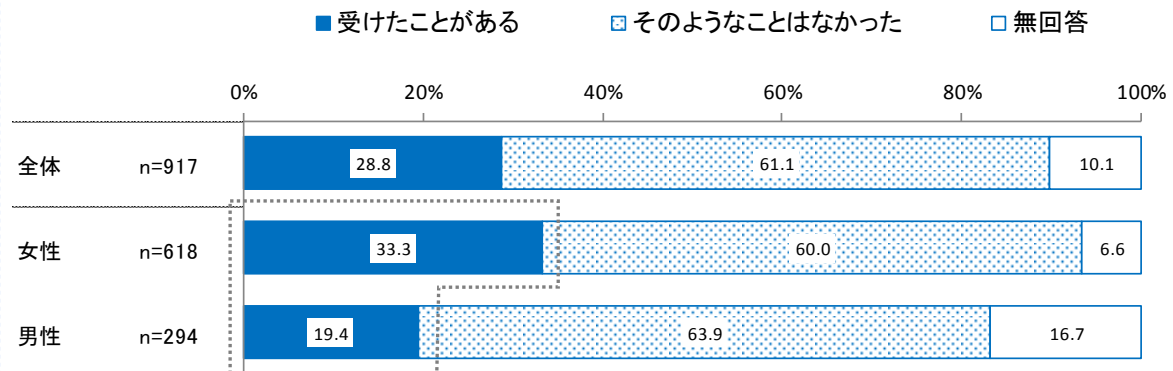
【図2-4】白山市のDV相談件数



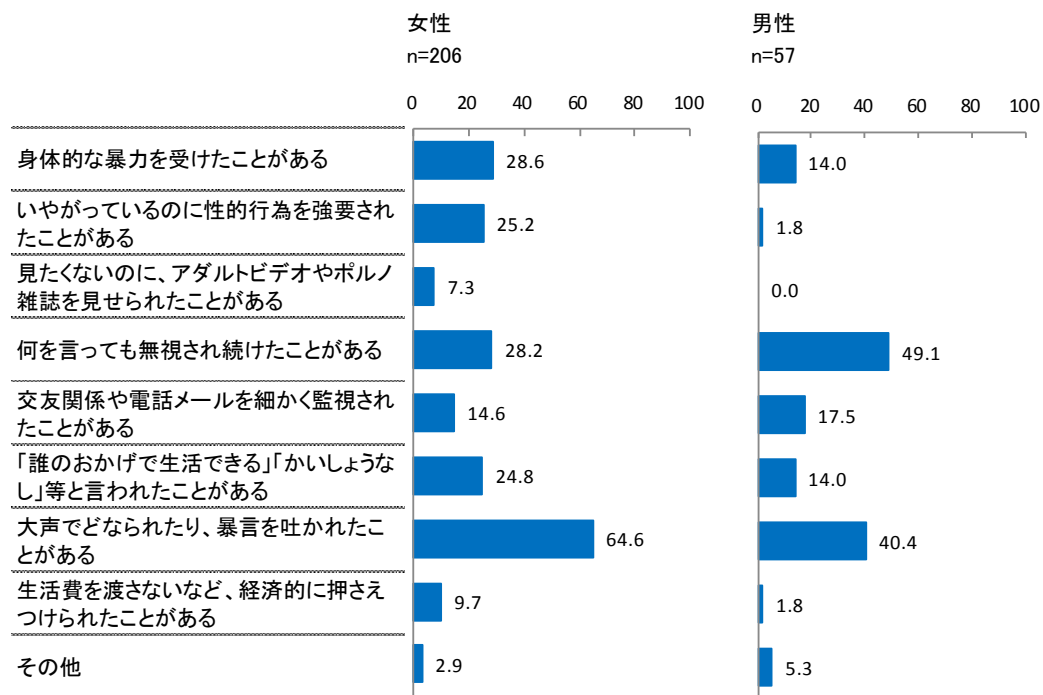
資料：白山市男女共同参画室

- ・配偶者や交際相手などからの暴力的な行為の有無について、約30%の方は、何らかの暴力的行為を受けたことがあります（図2-5）。

【図2-5】配偶者や交際相手などから何らかの暴力行為を受けたことがありますか



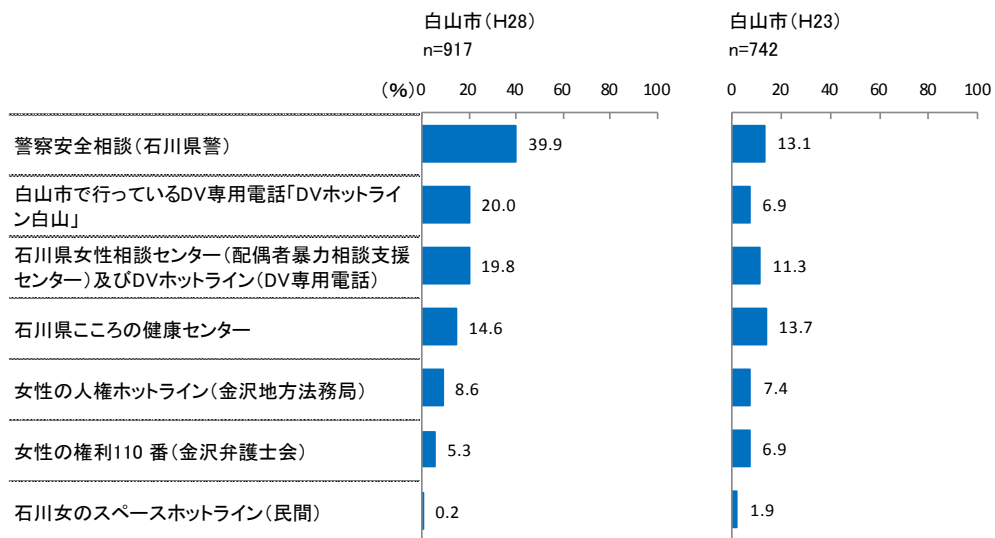
【内訳】受けたことがある行為（複数回答）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・ 暴力を受けた時に相談できる機関については、「警察安全相談（石川県警）」や「DVホットライン白山」などの認知度が前回調査（H23）よりも高くなっています（図2-6）。

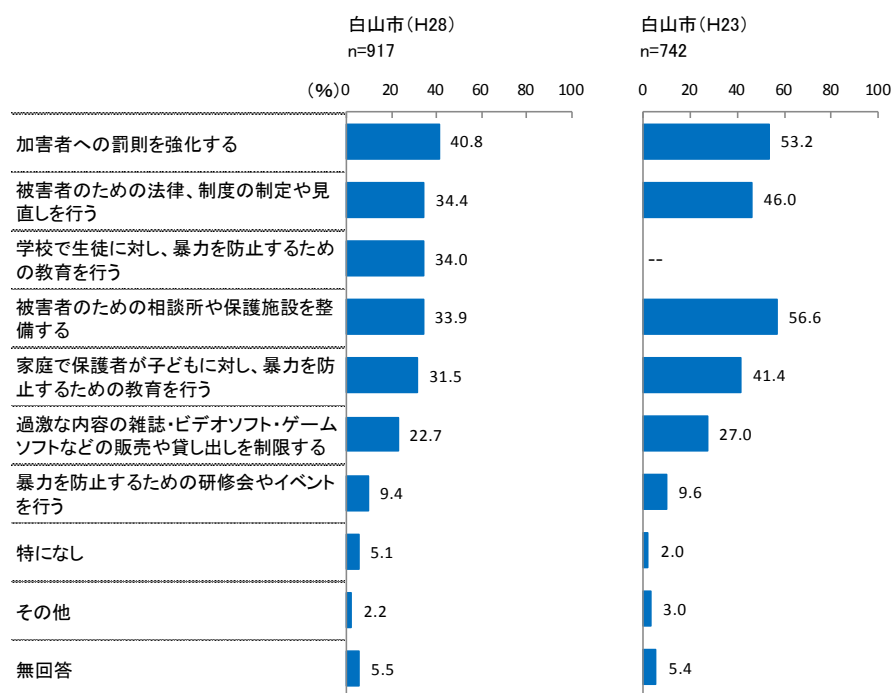
【図2-6】暴力を受けた時、相談できる機関や関係者で知っているものはありますか
（複数回答）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・男女間の暴力を防止するために必要なこととして、「加害者への罰則を強化する」、「被害者のための法律、制度の制定や見直し」、「暴力を防止するための教育等」のほか、「学校や家庭での教育」が必要とされています（図 2-7）。

【図 2-7】男女間の暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか
（複数回答）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向と具体的施策

① DV防止に向けた意識啓発

施策	担当課
広報等により、DV防止のための意識啓発を行います。	男女共同参画室
若年層へのデートDV防止に関わる教育と啓発を推進します。	男女共同参画室

② 相談体制の充実

施策	担当課
DVホットライン白山等相談窓口の周知を図ります。	男女共同参画室
DVに関する相談支援を行います。	男女共同参画室 市民相談室
DV相談に関わる相談員や職員等の資質向上を図ります。	男女共同参画室
男性や外国人など被害者の様々な状況に対応するため、市民相談室をはじめ関係各所と連携を図ります。	男女共同参画室

③ 被害者支援の充実

施策	担当課
緊急時における被害者の安全確保を行います。	男女共同参画室
DV被害を受けた人の住居・生活・就業支援を行います。	男女共同参画室
DV被害を受けた人の子どもに対する支援を行います。	男女共同参画室
被害者支援の様々な制度の利用に関する情報提供を行います。	男女共同参画室

④ DV防止対策に関わる関係機関との連携強化

施策	担当課
県、警察などの関係機関と連携を強化します。	男女共同参画室
DV被害相談・支援のための庁内連携を強化します。	男女共同参画室

⑤ 人権尊重の意識啓発

施策	担当課
人権を尊重する意識を高めるため、講演会、セミナー等の開催のほか、人権教育を推進します。	男女共同参画室 市民相談室 学校教育課

基本目標3 男女共同参画が進む環境づくり

3-1 男女共同参画社会の理解促進

現状と課題

市民一人ひとりが男女共同参画についての意識を高め、自発的な行動ができるようにしていくためには、家庭、地域、学校などにおける学習の機会の充実を図り、男女共同参画社会に対する理解を促進することが重要です。

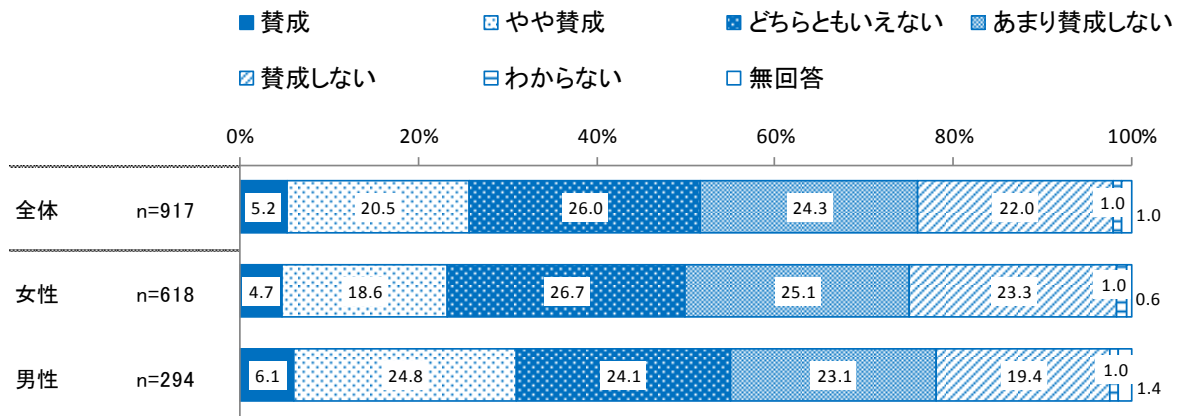
本市では、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動などの啓発活動や各種セミナーなどの開催により、男女共同参画社会の実現の重要性を周知するほか、市民意識調査など情報収集や計画の進捗の公表など、市の男女共同参画の推進状況の情報の提供を行ってきました。しかしながら、「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「賛成」、「やや賛成」と回答した方の合計の割合が男性で約3割を占めるなど、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることが分かります（図3-1）。

こうしたことから、男女共同参画社会実現に向けて更なる理解の促進を図るため、幼児から高齢者に至る幅広い世代に対し、各種の媒体や機会を通じて広報・啓発活動を行うほか、家庭や地域だけではなく、保育、学校、職場などあらゆる分野での周知拡大、教育の取組、現代の課題に対応した講座、情報収集・提供を行うなど、男女共同参画社会の理解促進を図ることが重要です。

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する意識を深め、定着させるための広報・啓発活動の積極的な展開が必要です。

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）について、男性の方が「賛成」「やや賛成」と回答している割合が多くなっています。（図3-1）

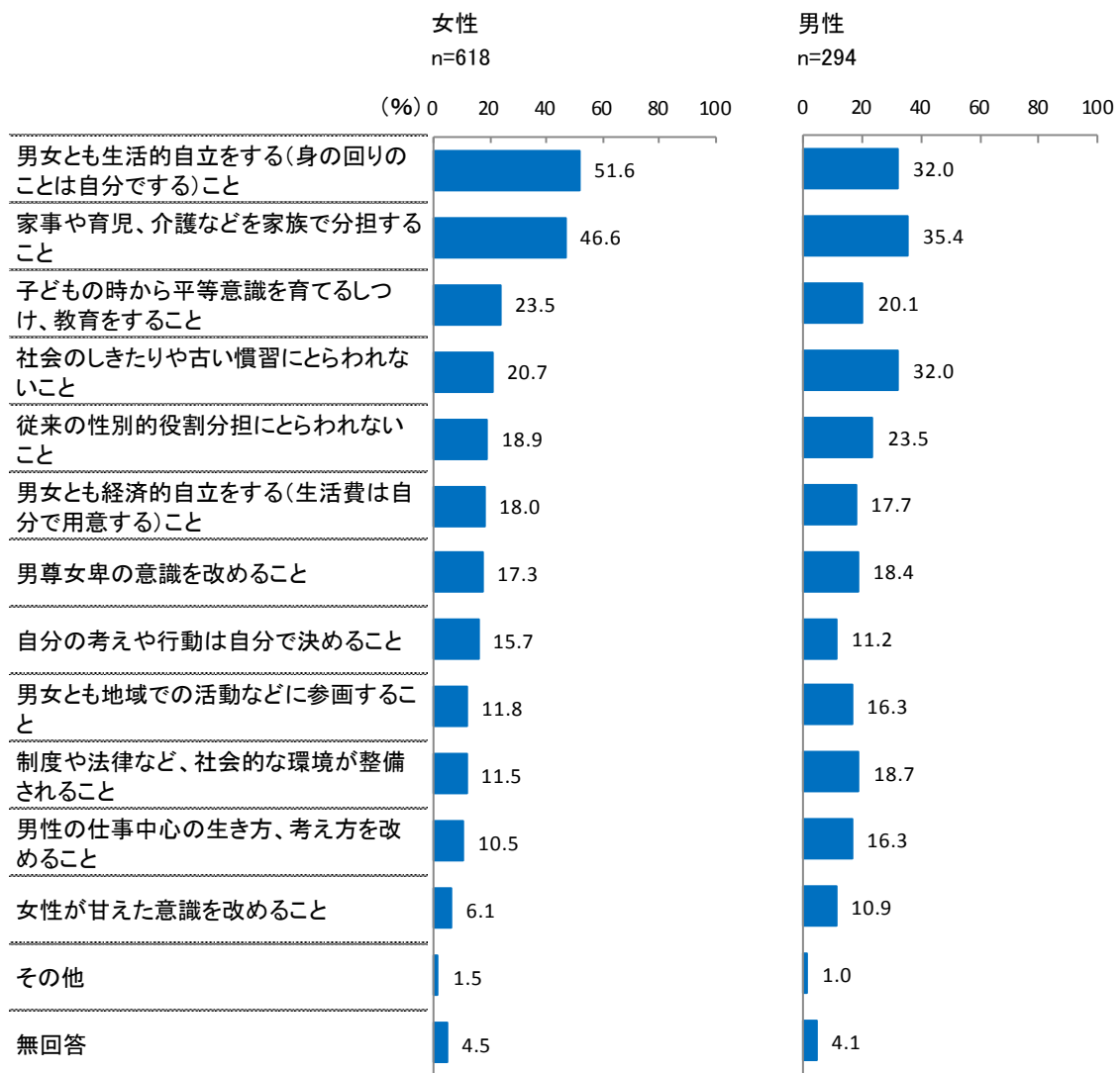
【図3-1】「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・男女共同参画の実現に必要なだと思うことについては、女性では「生活的自立」、「家事や育児、介護などを家族で分担すること」の回答が特に多くなっています（図3-2）。

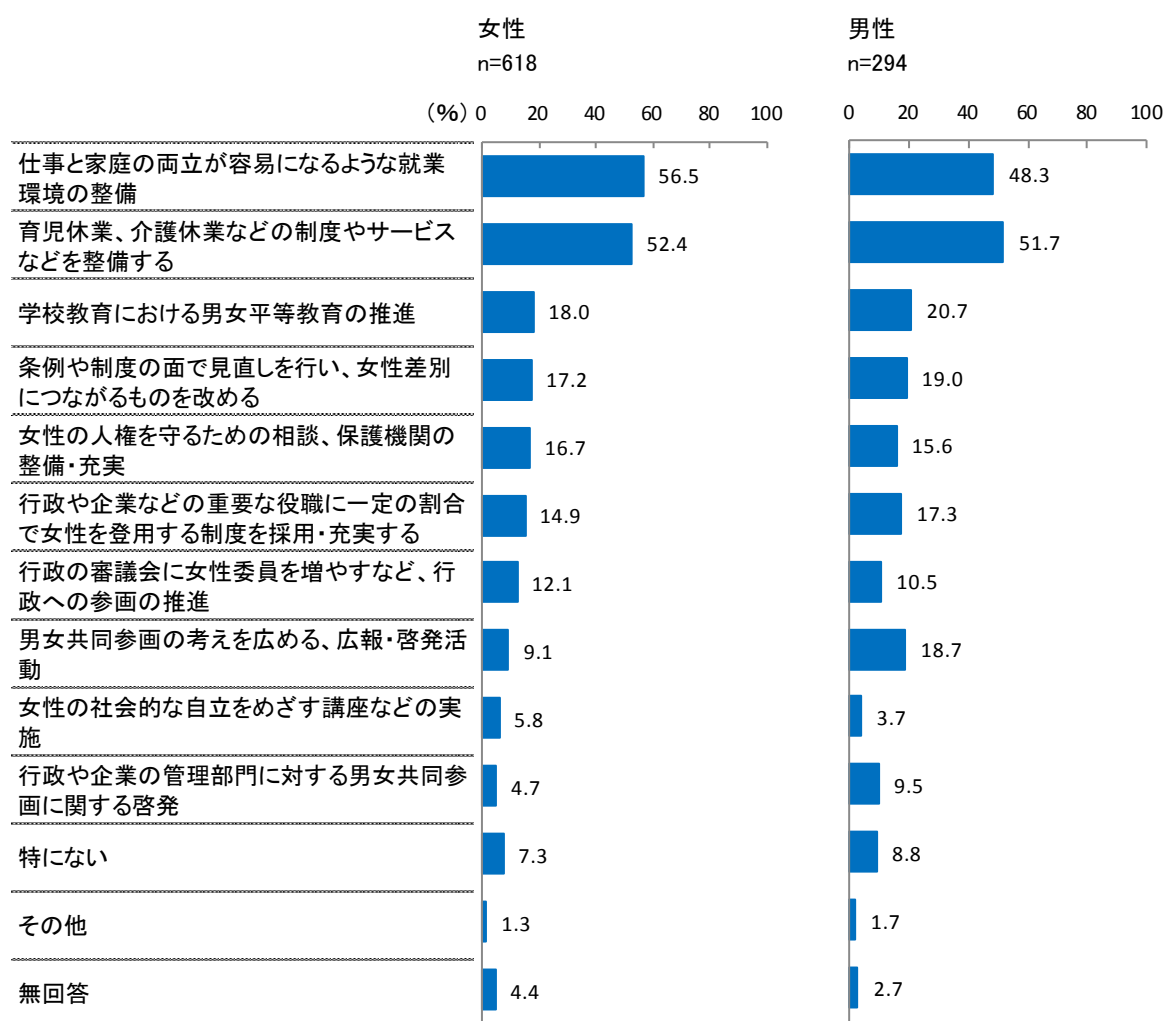
【図3-2】男女共同参画社会のためには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

- ・男女共同参画社会の実現のために行政に対して望むこととしては、「仕事と家庭の両立が容易となるような就業環境の整備」や「育児・介護休業等の制度やサービスなどを整備する」など、ワーク・ライフ・バランスに関する回答が多くを占めています（図 3-3）。

【図 3-3】男女共同参画社会の実現のために、行政に対して望むことは何ですか（複数回答）



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向と具体的施策

① 男女共同参画意識の啓発と教育

施策	担当課
それぞれの個性を尊重し、男女共同参画の視点から教育・保育を行います。	こども子育て課 学校教育課
男女共同参画意識を高めるため、講演会、ワークショップ、セミナー等を開催します。	男女共同参画室
保育士等や教職員への研修を実施します。	こども子育て課 学校教育課 市民相談室 男女共同参画室

② 男女共同参画の研究と情報提供

施策	担当課
定期的に市民や企業・団体に意識調査を実施し、男女共同参画の実態を把握します。	男女共同参画室 商工課
男女共同参画に関する資料・情報を収集し、提供します。	男女共同参画室 松任図書館

3-2 性の尊重と理解促進

現状と課題

生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができる社会を実現するためには、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じ、男女ともに正確な知識を持ち、自らの健康管理を行うことができるようにするとともに、生命や人格の尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切にするだけでなく、相手の心身の健康についても思いやりを持つことが重要です。

そのため、学校など教育の場において心のつながりや命の尊厳も重視し、発達段階に応じた性や健康に関する適切な教育や啓発、相談の推進が必要です。また、男女が互いの性や健康を理解し合うためには、家庭や職場などにおける正しい知識の普及啓発、広報などによる情報の提供により、男女がともに正しい理解に基づいて行動できるようにすることが大切です。さらに、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の概念の社会への浸透を図り、その視点に立って男女の、特に女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る必要があります。

近年、性的指向や性同一性障害を理由とした差別の問題が注目されています。そのような方は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中でさまざまな困難に直面しています。誰もが個人として尊重され、安心して充実した生活を送ることができるよう、正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動を積極的に進める必要があります。

施策の方向と具体的施策

① 性と性の多様性の尊重と意識醸成

施策	担当課
性と性の多様性に関する正しい知識を学ぶための教育を実施します。	学校教育課
セクシュアル・ハラスメント等の防止のため、広報・啓発用パンフレット等による周知徹底を図ります。	商工課 男女共同参画室
庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を実施します。	職員課
地域・就業の場における研修会等で、性と性の多様性に関わる情報提供を行い、周知・啓発を図ります。	男女共同参画室

② 性と健康に関する知識の普及啓発

施策	担当課
性と健康に関する教職員への研修を実施します。	学校教育課
エイズや性感染症等についての正しい知識の普及を行います。	学校教育課 健康増進課 関係機関
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解浸透を図ります。	健康増進課

3-3 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し

現状と課題

町内会、公民館、各種団体のほか、男女共同参画の推進に協力いただいている白山市男女共同参画サポーターなどは、それぞれが男女共同参画に関する講座の開催や講演会、会員向けの研修など、多様な活動を展開しています。しかしながら、団体の多くは資金や人材、活動する機会の不足などの課題を抱えており、行政に対しさまざまな支援を求めています。そのため、活動の場所の提供や学習の機会の充実、活動に必要となる情報の提供や交流促進など、状況に応じた団体との連携を推進し、それぞれの活動の向上を図っていくことが必要です。このような団体の活動を活性化させていくためには、これらの団体と市が協働し、男女共同参画社会の推進を実現するための地域づくりを実践することが重要であり、そのためには、協働の仕組みづくりや環境整備、活躍する人材の育成が必要です。

また、男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方があると考えられます。その解消のためには、教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進を進める必要があります。市及び関係機関の広報やホームページなどによる情報発信の際に、率先して「男女共同参画の視点からの刊行物ガイドライン」（平成27年 白山市男女共同参画室作成）を活用し、男女共同参画社会の形成を推進することが重要になります。

施策の方向と具体的施策

① 男女共同参画を進める体制づくり

施策	担当課
白山市男女共同参画推進条例の周知徹底を行い、施策の推進を図ります。	男女共同参画室
審議会等の場で行動計画の進捗状況を評価し、ホームページ等により公開します。	男女共同参画室
男女共同参画苦情処理委員会を設置し、周知と適切な処理を行います。	男女共同参画室

② 広報・各種メディアにおける男女共同参画

施策	担当課
広報・各種メディアのガイドラインの作成と周知を図ります。	男女共同参画室
市の広報・刊行物の点検を行います。	男女共同参画室 広報広聴課

③ 地域活動・まちづくり活動への支援

施策	担当課
公民館、町内会など地域活動等を支援します。	生涯学習課
環境保全活動を支援します。	環境課
女性団体や男女共同参画グループ等の活動を支援します。	生涯学習課 男女共同参画室
各種団体が実施する男女共同参画社会実現に向けた活動を支援します。	男女共同参画室
まちづくり・地域おこし活動を支援します。	男女共同参画室 観光課

第5章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 推進体制

① 白山市男女共同参画推進会議

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内組織です。副市長を会長、教育長を副会長とし、関係部局長を構成員としています。

推進会議には幹事会が設けられ、市民生活部長を幹事長、各部局主管課長等を幹事とし、男女共同参画社会の推進を図るため、調査協議を行っています。

② 白山市男女共同参画審議会

白山市男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項を調査審議するための審議会です。

施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

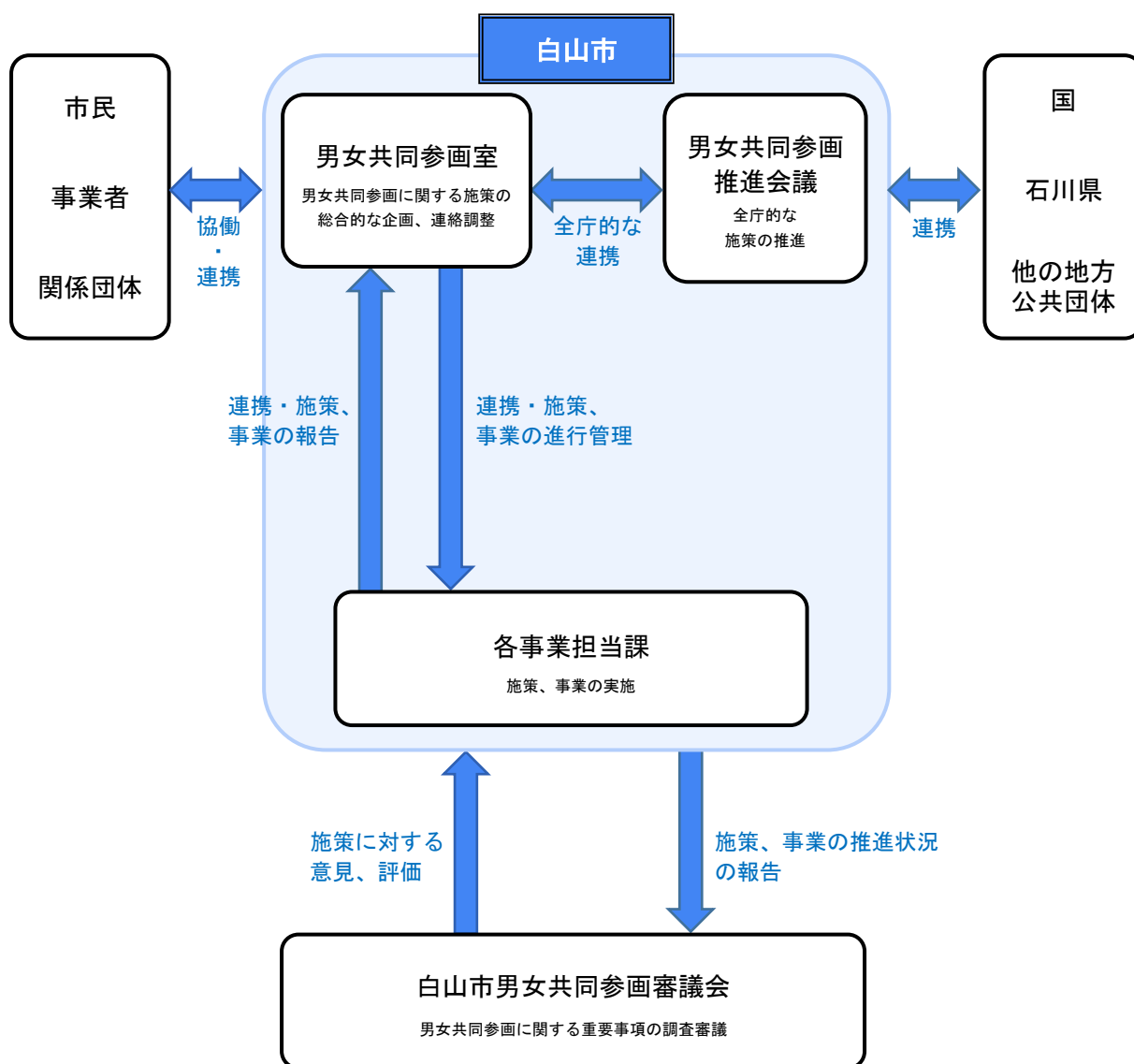
③ 白山市男女共同参画苦情処理委員会

白山市男女共同参画推進条例第17条に基づき、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理する委員会です。関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うことができます。

(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

市民や事業者の主体的な取組を支援し、協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進します。

(3) 推進体制図



2 計画の進行管理

毎年度、男女共同参画の推進状況、施策や事業の実施状況について、白山市男女共同参画審議会に報告を行った後、ホームページ等で公表します。

また、白山市男女共同参画行動計画を実効性のあるものとするため、実施した施策の成果や達成状況を測る数値目標を設定します。

3 数値目標

基本目標1：あらゆる分野で男女が共に輝く社会づくり

指標項目	現状値	最終目標	備考
	調査時期	調査時期	
	数値	数値	
審議会等委員に占める女性の割合	H28(2016)	H38(2026)	
	30.1%	40%	
市役所の管理職に占める女性の割合	H28(2016)	H31(2019)	白山市特定事業主行動計画
	18.8%	20%以上	
市役所の男性職員の育児休業を取得する割合	H26(2014)	H31(2019)	
	0.0%	13%以上	
市役所の男性職員の出生時における休暇の取得割合	H26(2014)	H31(2019)	
	18.2%	80%以上	
職場において「男女の地位が平等」と考える人の割合	H28(2016)	H38(2026)	市民意識調査
	16.2%	30%	
ワーク・ライフ・バランスの用語の周知度	H28(2016)	H38(2026)	市民意識調査
	28.0%	70%	
白山市仕事と生活が調和する優良事業所総数	H28(2016)	H38(2026)	
	10社	30社	
農業委員に占める女性の割合	H28(2016)	H38(2026)	
	22.2%	30%	
白山市における女性防災士の数	H28(2016)	H38(2026)	日本防災士機構調査
	31人	89人	

基本目標2：男女が健康で安全・安心な社会づくり

指標項目	現状値	最終目標	備考
	調査時期	調査時期	
	数値	数値	
特定健診の受診率	H27(2015)	H38(2026)	
	51.7%	62.5%	
健康倶楽部会員数	H28(2016)	H38(2026)	
	300人	1,000人	
がん検診受診者数	H27(2015)	H31(2019)	
	26,389人	32,400人	
特定保健指導の指導率	H27(2015)	H38(2026)	
	78.0%	81.0%	
配偶者からの暴力の相談窓口「DVホットライン白山」の周知度	H28(2016)	H38(2026)	市民意識調査
	20.0%	100%	
「DV」という用語の認知度	H28(2016)	H38(2026)	
	65.3%	100%	
夫婦間における「平手で打つ」「殴るふりをしておどす」を暴力と認識する人の割合	H28(2016)	H38(2026)	
	80%以上	100%	

基本目標3 男女共同参画が進む環境づくり

指標項目	現状値	最終目標	備考
	調査時期	調査時期	
	数値	数値	
「男女共同参画社会」という用語の認知度	H28(2016)	H38(2026)	市民意識調査
	48.5%	100%	
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する者の割合	H28(2016)	H38(2026)	
	46.3%	60%	

※数値目標は、「十分達成可能な期待値」を示すが、用語の認知度・周知度については、「理想状態を示す期待値」として設定

資 料 編

資料編

白山市男女共同参画推進条例

平成20年3月19日

条例第3号

改正 平成21年3月24日条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、男女共同参画社会基本法においては男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を掲げ、様々な取組が進められている。

しかしながら、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担などが残されていることから、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会の確保が求められている。

こうした状況から、本市においては、男女が平等な協力関係の下にお互いの人権を尊重し、快適な生活を営むことができる地域社会の構築とその実現に向けた意思の醸成を図ることが必要となっている。

ここに、市、市民、事業者等の協働の下、市民一人一人が自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他男女間における親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 男女の人権の尊重
- (5) 国際社会との連携及び協調

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に提供する情報への配慮)

第5条 何人も、市民に提供する情報、広報等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他過度な性的表現を用いないように努めなければならない。

（市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、県、市民及び事業者等と連携し取り組むものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第8条 事業者等は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（行動計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第21条第1項に規定する男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとし、行動計画の変更に当たっては、前2項の規定を準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、事業活動における男女共同参画の推進状況について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、公表することができる。

3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者等に対し、情報の提供等を行うことができる。

(広報等による啓発)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を積極的に行うものとする。

(教育における措置)

第14条 市は、市民が男女共同参画の推進に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等への活動支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う学習その他の活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況等の報告)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情への対応)

第17条 市長は、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理

するため、白山市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があったときは、関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、委員3人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

（相談への対応）

第18条 市長は、市民からの性別による権利侵害に関する相談を適切に処理するため、必要な体制を整備するものとする。

（性別による権利侵害の防止及び被害者支援）

第19条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害を防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

（附属機関等における構成員の男女均衡）

第20条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、次条第5項の規定に準じて、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第21条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、白山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項に関し、審議会自らが調査審議を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員数が委員の総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第9条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

(白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年3月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

白山市男女共同参画推進条例施行規則

平成20年3月31日

規則第16号

改正 平成28年3月30日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市男女共同参画推進条例（平成20年白山市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出の方法)

第2条 条例第17条第1項の白山市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）に申し出る苦情（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、苦情処理委員が当該書面の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

- (1) 申出の年月日
- (2) 申出をする者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- (3) 申出の趣旨及び理由
- (4) 申出の理由が発生した年月日
- (5) 他の機関への相談等の状況

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があつたときは、苦情処理委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査を行わない苦情の申出)

第3条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 苦情処理委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 苦情処理委員は、前項の規定により調査を行わないときは、当該申出をした者に対し、調査を行わない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第4条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を市長に対し、書面により通知するものとする。ただし、当該調査に緊急を要する場合については、この限りでない。

- 2 苦情処理委員は、申出について調査を行うに当たり必要があるときは、市の機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

(調査結果及び勧告等の通知)

第5条 苦情処理委員は、申出について調査を終了したときは、その結果を速やかに市長及び当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、条例第17条第2項に規定する助言、指導又は勧告（以下「勧告等」という。）を行うときは、苦情処理委員の合議によりこれを決定し、勧告等の内容を市長及び当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(是正その他の措置の報告)

第6条 市長は、苦情処理委員からの勧告等に基づき是正その他の措置を講じたときは、その旨を書面により当該委員に報告するものとする。

(苦情の申出の処理状況等の報告)

第7条 苦情処理委員は、毎年度、申出の処理の状況及びこれに関する所見について報告書を作成し、市長に報告するものとする。

(苦情処理委員の秘密保持義務)

第8条 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(男女共同参画審議会の会長及び副会長)

第9条 条例第21条第1項の白山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第11条 苦情処理委員及び審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画室において処理する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

白山市男女共同参画審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	濱 上 ミ チ コ	白 山 市 女 性 協 議 会 委 員
副 会 長	林 繁	白 山 市 経 済 団 体 連 絡 協 議 会 会 員
委 員	菱 田 陽 子	学 識 経 験 者
	前 川 仁 恵	学 識 経 験 者
	林 恵 子	白 山 一 里 野 温 泉 観 光 協 会
	進 士 富 美 枝	白 山 市 各 種 団 体 女 性 連 絡 協 議 会 委 員
	横 山 由 裕	パ パ ネ ッ ト あ さ が お 代 表
	三 国 外 喜 男	元白山市男女共同参画宣言都市実行委員会委員長
	佐 野 賢 二	公 募
	大 谷 ま ど か	公 募

白山市男女共同参画行動計画策定までの経過

○ 平成 28 年 7 月 6 日

第 1 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・委員委嘱、正副会長の選任
- ・計画策定について市長から諮問
- ・計画の位置付け説明
- ・前計画の成果と課題の整理及び国、県の動向について
- ・「男女共同参画に関する市民意識調査」について

○ 平成 28 年 7 月 21 日 ～ 平成 28 年 8 月 8 日

「男女共同参画に関する市民意識調査」 実施

- ・対象者：2,000 人（20 歳以上の市民を単純無作為抽出）
- ・有効回収数：917 人（有効回収率 45.9%）

○ 平成 28 年 10 月 31 日

第 2 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・市民意識調査結果報告
- ・計画の基本目標、基本課題及び施策体系について

○ 平成 28 年 11 月 29 日

第 3 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・第 2 次 白山市男女共同参画行動計画（素案）について

○ 平成 29 年 1 月 30 日

第 4 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・第 2 次 白山市男女共同参画行動計画（素案）について
- ・計画の進行管理について

○ 平成 29 年 2 月 6 日 ～ 平成 29 年 2 月 19 日

- ・パブリックコメントの実施

○ 平成 29 年 3 月 15 日

第 5 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・パブリックコメントの結果について
- ・市長答申

用語集

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことをいう。

合計特殊出生率

期間合計特殊出生率。その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいう。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働くすべての者が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいう。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をいう。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

デートDV

同居していない恋人（別れた相手を含む）間の暴力。

配偶者からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））

夫（パートナー）や恋人からの暴力。広義では、女性、子どもなど家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待」を指す。女性問題との関連では、法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力を指す。

第2次 白山市男女共同参画行動計画
～ひとりひとりが輝けるまちをめざして～

白山市市民生活部男女共同参画室

平成29年3月発行

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9577 FAX : 076-275-2211

E-mail : danjyo@city.hakusan.lg.jp